

# 愛労連第58回定期大会

## 議案書

2019年度

■第1号議案

・2018年度たたかいの成果と教訓、情勢の特徴、2019年度活動方針（案）

・付属資料（別冊）

2018年度の主な活動報告と経過、写真で見る1年のとりくみ、活動日誌

## 愛労連第58回定期大会スローガン（案）

- ◎ 貧困と格差をなくし、8時間働けば人間らしく暮らせる社会の実現を
- ◎ 憲法改悪反対！ 憲法を守りいかそう！
- ◎ 職場と地域を基礎に、組織を拡大し、要求を前進させよう！

# 目 次

## 第1号議案

### 2018年度たたかいの成果と教訓、情勢の特徴、2019年度活動方針(案)

#### 第一章 2018年度たたかいの成果、教訓について

I 1年間のたたかいを、成果を中心に振り返る .....	1
1. 情勢と基本的なかまえにおいて、どうたたかいをすすめたか .....	1
(1) はじめに	
(2) 特徴的な成果について	
II. 主なとりくみごとの教訓と課題について .....	2
1. 賃金・労働条件の改善と働くルールを守るたたかい .....	2
2. 安倍「働き方改革」反対、雇用と生活を守るための「働くルール」の確立を .....	3
3. 憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守るたたかい .....	4
4. 社会保障拡充・消費税増税反対、教育の拡充などの国民の暮らしを守るたたかい .....	5
(1) 社会保障拡充のたたかい	
(2) 消費税増税反対のたたかい	
(3) 教育の拡充をもとめるたたかい	
5. 組織強化拡大について .....	7
(1) 組織強化拡大3カ年計画2年目のとりくみ	
(2) 新たな分野に総がかり作戦でとりくむ	
(3) 新規採用者100%加入をめざして	
(4) 職場の非正規労働者と未加入者への働きかけ	
(5) 有期雇用の無期転換制度周知のとりくみ	
(6) 労働相談から労働組合加入・結成へ	
(7) 共済をいかした組織拡大	
(8) 中立労組との共同めざす訪問活動	
(9) わくわく講座のとりくみ	
6. 地域労連、地域運動について .....	10
(1) 「地域総行動」が労働組合にふれる機会を与えている	
7. 補助機関のとりくみ .....	11
(1) 女性協議会	
(2) 青年協議会	
(3) 専門部・部会	
① パート・臨時労組連絡会	
② 民間部会	
③ 交運部会	

## 第二章 情勢の特徴と課題

1、労働者・国民の暮らしをまもる、わたしたちのたたかい	13
(1) アベノミクスで、日本経済の歪みがひろがっている	
(2) 「働き方改革」について、働く人が大切にされる社会、人間らしく働くための本物の「働き方改革」、労働法制の抜本的な改正を	
(3) 公務をめぐる状況	
(4) 国際情勢をめぐる動き	
2、改憲策動、戦争する国づくりは許さない、平和と民主主義をまもるたたかい	16
(1) 改憲策動、戦争する国づくりは許さない	
(2) 核兵器廃絶やヒバクシャ国際署名の推進、辺野古の新基地建設は不要です	
3、憲法25条を基本とした社会保障制度や教育の拡充を求めるたたかい	18
(1) 社会保障の拡充で格差・貧困を是正せよ	
(2) 安心出来る介護保険の仕組みが必要です	
(3) 物価が上がっても年金は据え置き	
(4) 保育士の労働は過酷であり、給与の大幅増と人員配置基準の見直しを	
(5) 教員を増員し、子どもたちに豊かな教育の保障と返還不要の給付型奨学金制度の拡充を	
(6) 消費税の10%増税中止、5%に戻すことこそ国民の声にこたえるもの	
4、愛知県政、名古屋市政の情勢の特徴	21
(1) 愛知県政をめぐる状況	
(2) 名古屋市政をめぐる状況	

## 第三章 2019年度活動方針

I. たたかいの基本的なかまえ	22
II. 要求実現のたたかいと共同の追求	22
1. 賃金と雇用、働く権利を守るたたかい	23
(1) 賃金引き上げのたたかい、8時間働いて人間らしいまともな生活を職場・地域から	
(2) 「最低生計費」調査を活かし、最低賃金引き上げ、公契約条例制定にむけたたたかい	
(3) 時間外労働の上限規制等、労働法制の改悪反対のたたかいについて	
(4) 長時間・過密労働をなくす活動を一労災のない職場をめざす	
(5) 非正規労働者の要求実現に全力をあげる	
(6) 公務職場の人員増要求、民営化・民間委託、定年延長などに対するたたかい	
(7) 過労死と労働者の「使い捨て」、反対、すべての争議解決めざして支援を強化	
(8) 中小企業の支援、地域経済の活性化と雇用を守るたたかい	
2. 大企業の社会的責任を追及するたたかい	27
(1) トヨタシンポ、トヨタ総行動のとりくみ	
3. 憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守るたたかい	27
(1) 9条の明文改憲を絶対許さない、憲法闘争を正面に据えたたたかいを	
(2) 平和と民主主義を守るたたかい	
4. 社会保障改悪・消費税増税反対、教育の拡充、国民の暮らしを守るたたかい	28

(1) 社会保障拡充のたたかい	
(2) 消費税増税反対のたたかい	
(3) 奨学金、教育の拡充を求めるたたかい	
5. 住民の暮らしを守り、地方自治拡充をめざすたたかい	30
(1) 住民が主人公の地方自治をめざすとりくみ（8団体共闘）	
(2) 春の自治体キャラバンのとりくみ	
6. 原水爆禁止世界大会、「原発ゼロ・再稼働反対」のとりくみ	30
(1) 被爆73年のヒバクシャ新国際署名と原水爆禁止世界大会の成功へ	
(2) 平和行進のとりくみ	
(3) 原発ゼロ、再稼働反対のとりくみ	
7. 諸課題でひろがる共闘のとりくみ	31
(1) 消費者大会実行委員会	
(2) 愛知食農健・TPP反対のたたかい	
(3) 反貧困ネットワークの活動	
(4) 国際人権活動愛知連絡会、国民救援会等の活動など	
(5) 公共交通を考える会——あいちJR懇談会へのとりくみ	
(6) 市民と言論実行委員会	
(7) 外国人労働者問題のとりくみ	
III. 組織強化・拡大の飛躍をめざして	32
1. 組織拡大について	32
(1) 組織拡大強化3カ年計画の実践にむけて	
(2) 組合員参加の組織拡大と未組織分野の組織化をめざす総がかり作戦	
2. 教育宣伝——日常活動を重視し、役員の育成、組合員教育の推進	34
(1) 要求を大切にして、職場を基礎にした日常活動を重視します	
(2) わくわく講座、勤通大等のとりくみ	
(3) 機関紙・宣伝活動等の教宣活動のとりくみ	
3. 地域労連の活動援助と活性化のために	34
(1) 地域運動の発展にむけて	
(2) 総行動にふさわしい行動の展開を	
4. 共済活動の強化めざして	35
5. 補助組織・部会の活動	36
(1) 女性協議会	
(2) 青年協議会	
(3) 専門部・部会	
①パート・臨時労組連絡会	
②民間部会	
③交運部会	
6. 文化・スポーツ活動のとりくみ	38
7. 政治革新、住民本位の民主的自治体建設をめざすとりくみ	39

(1) 労働組合と政治活動について	
(2) 愛知県知事選挙のたたかいについて	
(3) 各地方の首長選挙等支援のとりくみ	
8. 愛労連結成30周年のとりくみ .....	39
(1) 愛労連が果たしてきた役割	
(2) この1年のとりくみ	
IV 主な日程ととりくみ .....	40

第1号議案の付属資料として、別冊で「2018年度の主な活動報告と経過」「写真で見る1年のとりくみ」「活動日誌」を掲載しています。

# 愛労連第 58 回定期大会 第 1 号議案（案）

2018年7月22日  
一宮スポーツ文化センター

## 2018 年度たたかいの成果と教訓、情勢の特徴、2019 年度活動方針(案)

### 第一章 2018 年度たたかいの成果と教訓について

#### I 1年間のたたかいを、成果を中心にふり返る

##### 1. 情勢と基本的なかまえにおいて、どうたたかいをすすめたか

###### (1) はじめに

愛労連は、昨年の定期大会で、職場・地域の運動から豊かな経験と教訓・課題を出し合い、成果を共有してきました。大会では、第1に、改憲と戦争する国づくりをすすめる安倍政権の暴走を許さず、憲法がくらしのすみずみに生きる社会をつくること。第2に、「世界で一番企業が活躍しやすい国」に断固反対し、すべての労働者の生活と権利を守るために、格差と貧困をなくし、8時間労働で、まともに暮らせる賃金と人間らしく働くルール確立、社会保障を拡充・充実させ、政府と大企業・多国籍企業の横暴とたたかうこと。第3に、組織拡大強化をたえず意識してとりくみをすすめる、すべての組織が純増の目標と計画を持ってとりくみをすすめることを1年前に基本的な構えとして、たたかいをすすめてきました。

私たちは、運動の総括と方針を練り上げるにあたり、たたかいの相手・課題を明らかにすること。労働者の生活と権利、賃金・労働条件の改善、社会保障の充実、平和と民主主義などに関して、要求がどこまで前進したのか。職場と地域で団結が強まり、新しい仲間を迎え入れるなど、組織がどれだけ拡大してきたのかの成果を持ち寄り、できなかったことを反省するのではなく、成果を汲み尽くして次に活かすことを中心に明らかにしてきました。

###### (2) 特徴的な成果について

上記の視点から第1に、労働条件の悪さから働き続けることが困難であることを広く社会に知らせることができ、一労働者だけの問題ではなく、社会的問題であると認識させることができました。具体例では、福保労における3月15日のストライキにいたる経過の中で、ていねいにストの歴史・意義などについて時間をかけて職場単位で議論して、昨年度よりストに立ち上がった分会が増えたこと。そこでは、職場で各地域・保護者の納得と理解が広がり支援を受けたこと。また、研究者グループによる保育職場で働く職員の実態調査「愛知保育労働実態調査プロジェクト」に福保労、自治労連、建交労が全面的に協力して、全国でも例を見ない県内36自治体1万人を超えるアンケートを実施し、意欲・誇りがあるが、厳しい労働条件の下で処遇改善が必要な

ことを明らかにしました。愛知県医労連は、看護職員の労働実態調査を実施し、県内19病院3,919人分の回答状況をまとめ、人手不足や長時間労働を浮き彫りにさせ、マスコミなど社会的に注目される状況をつくってきました。

政府が、財界とアメリカの意向に沿って「世界で一番企業が活躍しやすい国づくり」を推進し続ける中、大企業の内部留保は400兆円を超えるまでになっています。大企業の社会的責任を追及する「トヨタ総行動」も39回目になりますが、自動車産業のEV（電気自動車）化への移行は中小・下請企業、そこに働く労働者にも大きく影響を与えるため、トヨタシンポジウムでのテーマとし、学習をしたことは今後につながります。

第2に、他団体から信頼を得ることができ協力・共同が広がりました。愛労連と愛知県弁護士会の労働法制委員会との懇談会を持つことができたこと。その過程は、憲法違反の安全保障関連法案（戦争法）が国会に上程される頃からです。弁護士会の要請に応じて、抗議集会等に向けて縁の下の組織として認知され、信用を得られたことが懇談会の開催につながりました。また、「安倍政権は今すぐ退陣」の声が渦巻き、市民との共同を追求し、東三河労連、一宮地区労連、中川地域センターなどでは、運動を下支えしている組織として地域で信頼を勝ち得ています。建交労の成和環境争議では、単産のとりくみを地域労連に持ち込み、経営者の地元で集会を開催することを幅広く訴えたことによって、多数の参加があり双方が元気になって励まされました。労働法制改悪反対実行委員会のつながりから、最賃闘争においても名古屋ふれあいユニオンと共同で宣伝行動などを広げることができたことなど、協力・共同が着実に実績となってきています。

第3に、政治課題での前進です。改憲策動に対して、愛高教は学習を力に組合員に対して、教え子の将来に結びつけた形で職場に訴えたことによって、3000万人署名を数多く集約することができました。労働組合の活動が政治課題として敬遠されたことを克服した実践が語られたことも全体を励ますことになりました。また、組合員数を上回る署名数を集約した単産は愛高教、きずな、年金者組合、建交労、福保労、タクシー協議会、全印総連、愛教労、電機情報ユニオンの9単産（6月15日現在）になり、重要な到達点を築きました。

第4に、多くの組織で純増に向けた方針を定め、とりくみを進めました。組織強化拡大について、減少に歯止めをかけるために危機感を持って訴えてきた結果、愛知国公をはじめ多くの組織で、今までの苦労を糧にして組織の純増に向けた方針が組織全体に広がったことなどがあげられます。

## II. 主なとりくみごとの教訓と課題について

### 1. 賃金・労働条件の改善と働くルールを守るたたかい

- (1) 賃金・労働条件など職場環境の改善に向けて、要求を提出し交渉することが、労働組合活動の出発点です。組合員の一番の関心事である賃金・労働条件の改善について、全組合員参加の要求討議を大切にして職場・地域での賃金闘争をすすめました。
- (2) 最低賃金引き上げについて、3年続けて最賃生活体験に100名超の青年が参加しています。体験を通じ、最賃の金額では低賃金で生活していくことができないものであることを実体

験として認識し、理解することができています。体験のまとめは、「最賃額の低さの検証結果」として審議会に提出し、実態告発として重要な資料となっていますが、体験者を巻き込んだその後の運動につながる活用方法については模索中です。審議会への働きかけでは審議前の意見書提出は2団体のみですが、金額が示されて以降の異議申し立ては6団体の提出と広がりました。署名についてもこの間、集約にこだわって呼びかけてきたことで5年連続1万筆超を提出しています。また、全国一律最賃制度の導入をめざすとりくみでは、愛知春闘共闘との春闘討論集会（12月3日）の講演において、パワーポイントを使用してミニ学習会をおこなって理解を深めることを重視しました。

- (3) 公契約条例の制定に向けてのとりくみは、豊橋市を皮切りに、愛知県、碧南市、尾張旭市、大府市が条例制定しました。さらに、豊川市、岡崎市が19年度中に制定を予定しています。また、西尾市も19年度末までに制定に向けて研究すると自治体キャラバンで回答しています。着実に各自治体が制定に向けて計画準備してきています。しかし、愛知県に見習って条例の基本的な枠組みとして、大切な労働者の賃金下限報酬が入っていない理念条例で制定しています。
- (4) 「最低生計費」調査を活かしたとりくみでは、福保労や生協労連など民間単産で要求の根拠として活用され、一宮地区労連では最賃の意見書採択運動の中で議会各派との懇談に活用しています。
- (5) 公務員賃金闘争では、ブロック国公の中部人事院への要請等の支援や、名古屋市においては過去3年連続で市長の判断で見送りの姿勢を改めるために、公務と関連する民間単産として人事委員会に要請をおこない、職場実態を訴える機会を設けました。
- (6) 愛知県は人勧に対して、たえず「国準拠」に固執する姿勢を示していましたが、愛高教などの県関係4組合が職場の声を背景に数度の交渉を重ねてきました。人勧を上回ることは出来ませんでした。しかし、「55歳昇給停止」導入を断念させました。また、全国でも貴重な地域手当の全県一律支給を守らせています。
- (7) 公務員の退職手当引き下げ攻撃に対して、国と愛知県が年度内に実施したものを跳ね返し、県下の自治体では、2018年4月以降と実施を遅らせることができています。また、名古屋市においても経過措置を取らせ17年度退職者への影響を圧縮させました。
- (8) 国民春闘のたたかいにおいて、各単産の賃金引き上げ結果は、昨年同様の数値で推移しました。ストライキについて、JMITU、福保労、全印総連、医労連、東三河労連加盟の東海大王製紙パッケージ労働組合などが要求実現の方策として、職場で議論して行動に立ち上がり、突入する組合が増え続けています。
- (9) 第89回愛知県中央メーデーは、平日開催で休暇の確保など厳しい条件はありますが、労働者・県民の「アベ政治を許さない」世論の高まりの中で、昨年に続いて2800人の参加を得たことは大きな意義がありました。

## 2、安倍「働き方改革」反対、雇用と生活を守るための「働くルール」の確立を

- (1) 労働法制の改悪は、秋の国会で審議が予定されましたが、突然の総選挙（10月23日投開票）で今年にずれこむことになりました。安倍政権は1月からの通常国会を「働き方改革国会」と称して、8本の法律を「働き方改革関連」一括法案にまとめて上程を企てましたが、裁量労働の基礎データの改ざん問題で裁量労働制の拡大は断念させることができました。しかし、残業代ゼロ法と言われる「高度プロフェッショナル制度」や100時間未満の長時間労働も認

めてしまう過労死容認の法案を今国会で強行成立させました。「働き方改革関連」一括法は、残業代ゼロと過労死を促進し、正社員と非正規労働者間の格差を固定・拡大化し、正社員の非正規労働者や請負委託への置き換えを促進する法律です。到底容認出来るものではありません。高度プロフェッショナル制度の即時廃止を要求し、人間らしく働くルール確立のため、全力をあげて奮闘することが必要です。

- (2) 労働法制改悪反対のたたかいは、現場からの実態報告を重視して問題点を明らかにする集会を実施しました。また、宣伝行動も急速に法案が改悪に向けて進むことを危惧して、毎週木曜日の早朝に駅を変えながら、法案の危険な内容を広く知らせることを重視しました。強行採決されそうな時期でもあり、チラシの受け取りも良く、タイムリーな宣伝行動となりました。
- (3) 労働法制改悪反対の署名「過労死と職場における差別の根絶を求める国会請願署名」は、3000万人署名の集中的なとりくみを中心にしたことや署名自身の名称がわかりにくい面もあり、4,903筆（6月末現在）で、通常の半分程度の集約数となりました。
- (4) 郵政ユニオンで労働契約法20条裁判をたたかう愛知の原告が9月14日、東京地裁で「格差の不合理性」を一部認めた画期的な勝利判決を勝ち取りました。しかし、非正規社員の均等待遇要求を掲げた18春闘で日本郵政グループは正社員の待遇を下げて「格差是正」を図るとんでもない暴挙をおこなっています。当該労組や裁判を支援し、他企業へ影響させないよう、真の均等待遇をめざすとりくみが必要です。
- (5) 4月から本格的に導入された労働契約法18条の「無期雇用へ転換できるルール」について、街頭配布用ティッシュを「無期転換ルール」解説の内容にして関心を高めることを重視しました。第1回評議員会や東海北陸ブロックの労働相談員研修会において制度説明の学習会を実施して、対象者に制度の存在や具体的な利用方法を周知できるように努力しました。
- (6) 労契法18条に関わっては、名古屋大学職員組合が、当局が出した非常勤職員の労働条件改悪案を署名や団交などのとりくみを通じてはね返し、この4月に1100人を超える職員の無期転換を勝ち取っています。しかし、トヨタ自動車などの自動車業界や国立大学法人などで適用直前の雇止めや「空白期間」をもうけた転換逃れも起こっており、脱法行為を許さないとりくみが必要です。
- (7) 財務省の公文書改ざん、厚労省のデータねつ造、自衛隊の日報隠しに関して行政に対する厳しい目と不祥事への対応について、公務員への不信感が増しています。愛知国公は、国家公務員を組織する労働組合として、5月7日に「公文書改ざんとデータねつ造問題の真相解明と公正・中立で民主的な公務員制度への抜本的見直しを求める」声明を出し、すべての公務員は、全体の奉仕者であり、国民や住民のくらしを守るためにあるべきだと見解を述べています。

### 3、憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守るたたかい

- (1) 安倍政権の憲法9条を空文化する悪政にストップをかけるべく愛知県内に共同の輪が広がり、これまでの運動の中で愛労連と距離のあった団体や市民の人々とも一緒に行動ができるようになりました。この一年間で開催された様々な集会やデモでは、愛労連が会場設営や宣伝カーの用意をしたこと、そして集会への組合員の積極的な参加の呼びかけなどで運動の下支えを行いました。そのことにより他団体からの愛労連への信頼も高まりました。

戦争法反対の運動から始まった「安倍内閣の暴走を止めよう！共同行動実行委員会」に積極的に参加をしてきました。この1年間「共同行動実行委員会」は奇数月に集会とデモを取り組

みました。集会には毎回500名以上の参加がありました。集会について、当初組合旗を掲げての参加は一般市民の中に抵抗があり、組合の名前のみの旗を掲げるのは集会だけと言われましたが、愛労連が下支えを続けてきたことで労働組合と市民との信頼関係が進み、現在はデモでも組合旗を掲げられるようになりました。

(2) 安倍首相による憲法9条改憲に反対する全国市民アクションから「安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一署名」=3000万人署名の運動が提起されました。この提起をうけて愛知県でもこの運動を担う「安倍9条改憲NO! あいち市民アクション」が発足しました。あいち市民アクションの実行委員会はこれまでの「共同行動実行委員会」の個人の集まりから組織発展をして、団体での加入が可能になりました。愛労連も加入して3000万人署名を推進しましたが、団体加入が可能になった根底にはこれまでの「安倍内閣の暴走を止めよう! 共同行動実行委員会」の行動で信頼を得られたことがあります。

(3) 愛労連は「3000万人署名」をまず組合員数やりきること、さらに、1組合員あたり5筆以上を集めようと臨時大会で意思統一しました。100筆チャレンジャーを募集して署名行動を推進しました。組合員数を上回ったのは9単産(6月15日)になりました。単産の単位では、無理であっても職場ごとでは組合員数を上回った職場が数多く出ています。

「3000万人署名の100筆チャレンジャー」に多くの組合員が登録して奮闘しました。愛労連に報告があった100筆以上を達成した方は、全体で35名でした。内訳は自治労連17名、医労連13名、きずな2名、電機情報ユニオン2名、一宮地区労連1名になりました。

(4) 愛労連は3000万人署名を、組合員ひとり一人が「憲法を語り署名を集める人」になるため憲法ミニ学習会を職場で開催すること、気軽に憲法について話すことができる場としての「憲法カフェ」を開催することも提起しました。学習会については、自分の仕事と関連して、憲法を学ぶことを重視してとりくみをすすめました。

職場単位で行う「ランチ学習会」や「憲法カフェ」は署名推進の大きな力になりました。短時間でも工夫しながら学習会をおこなう努力をしてきましたが、業務が忙しくなかなか学習会を取り組めない職場も出ました。

(5) 署名活動は職場内にとどまらず、街頭で宣伝・署名行動をおこなう単産・単組も多くありました。自治労連、建交労、きずな、愛高教などが独自の街頭での署名行動をおこないました。

(6) 「憲法と平和を守る愛知の会」の毎週土曜日の宣伝行動も引き続きおこない、ここでも共同の広がりを実感しました。「会」の構成団体以外からも、手作りのプラスターを持ってスタンディングをしたり、率先してマイクを持ち平和の大切さや憲法を守ろうと自分の思いを切々と語る一般市民の参加も多く見られました。

愛労連は第2週と第5週を担当して、各労働組合から代表が参加しました。福保労は「平和なくして福祉なし」のスローガンの下、平和を守ることの大切さを意思統一し、各分会での持ち回り参加を決め、毎月交代で5~6名前後の組合員が参加しています。一方で多くの単産ではこの「憲法と平和を守る愛知の会」の宣伝行動について、位置づけ・組織内での意思統一などに至らず代表が参加するにとどまりました。

#### 4、社会保障拡充・消費税増税反対、教育の拡充などの国民の暮らしを守るたたかい

##### (1) 社会保障拡充のたたかい

① 安倍政権は、2019年10月に消費税10%への増税をめざし、教育や子育て支援のた

めとする「全世代型社会保障」を打ち出しています。しかしこれは、増税へのカモフラージュであり、実際に検討されているのは75歳以上の患者負担増や要介護1・2の人へのサービスの保険給付外しなど全面的な社会保障攻撃であり、憲法に保障された国民の権利としての社会保障確立をめざしてたたかいをすすめてきました。

- ② 政府による社会保障改悪に対し、住民の生活を守るために自治体が悪政の防波堤として役割を発揮するよう求める自治体キャラバンでは、着実に成果を生んでいます。2017年キャラバンでは、2018年度からスタートする第7期介護保険事業計画の策定がすすめられるなか、介護保険料の引き下げを始め、所得に応じて保険料が応分の負担となるよう求めました。保険料については40市町村（74.1%）が引き上げとなりましたが、多段階化については23市町（42.6%）が前期より前進しました。所得水準に応じたきめ細かい保険料設定がすすんでいることはキャラバンによる成果です。また、おたふくかぜやインフルエンザ、ロタウイルスなどのワクチン助成も着実に拡大しています。
- ③ 全労連や中央社会保障推進協議会（中央社保協）がよびかける「国の責任で社会保障制度の拡充を求める請願署名（25条署名）」については、春闘期後半のとりくみを計画してきましたが、「安倍9条改憲NO！3000万人署名」のとりくみもあり、スタートが遅れました。秋から職場でのとりくみがスタートできるように大会後から準備を進めていく必要があります。
- ④ 生活保護切り下げや年金引き下げに反対するたたかいでは、両裁判ともに口頭弁論が名古屋地方裁判所の大法廷で開催され、傍聴席を満席にするとりくみを重視しながらすすめてきました。生保裁判は弁論前に三の丸で毎回宣伝行動を実施し、年金裁判は法廷をいっぱいにするとりくみを成功させてきました。
- ⑤ 2017年8月、名古屋市内のA型就労支援事業所「パドマ」で働く障害者が、賃金未払いで全員解雇されました。福保労ときょうされんが支援を行い、愛労連も立替払いが行われるよう協力しました。いま補助金目的に大量の障害者を募集し、儲けては閉鎖・解雇を繰り返す業者が社会問題となっています。愛知県には全国でもっとも多くのA型事業所があり、この活動をマスコミで紹介してもらい、国に制度の改善を求めています。
- ⑥ 賃上げが低く抑えられ、これを上回る税と社会保障負担の増加が実質賃金の低下を招いています。安倍首相がいくら賃上げを叫ぼうとも、第2の賃金である社会保障が後退すれば、労働者の暮らしは悪化するばかりです。社会保障拡充のとりくみは、関係単産では自らの処遇に関わる課題でもあり重視されますが、そうではない単産には制度の難しさ、介護や医療など自身が当事者にならないとその厳しさを実感しにくい壁があり、組合員にとりくみを広げる難しさがあります。社会保障に対する全面的な攻撃が加えられている今日、全組合員へのよびかけを引き続き重視するとともに、役員自らが学ぶことを大切にして担い手を育成していくことが必要です。

## （2）消費税増税反対のたたかい

- ① 「消費税をやめさせる会」に結集して、消費税10%増税反対の運動をすすめてきました。毎月の会議では、情勢を議論し認識を一致させ、会議の前後には、宣伝行動を続けてきました。また、年末のクリスマス宣伝や、3月31日のロングラン宣伝も実施しています。最近のシール投票の結果では、「国の借金の返済」、「一律平等に税金を集めて、社会保障に使って

いる」との誤った認識で、増税賛成に「○」をする人もいます。片寄った大企業の優遇税制・法人税減税、軍事費に使われている実態を知らせ、本来の税金のあり方を議論し、深めてもらうとりくみが必要です。

- ② 県議会が開催されるたびに、増税反対の請願を各会派に回って要請しています。提出後は、委員会での意見陳述もおこなっています。しかし、これらの行動は、役員中心の行動となっています。来年10月の消費税増税10%を阻止するために、職場から消費税増税反対の運動をおこすようなとりくみが必要です。

### (3) 教育の拡充をもとめるたたかい

- ① すべての子どもたちに行き届いた教育を求める「教育全国署名」を、愛高教と愛教労を先頭に取り組みを進めました。全国集計分は、610万筆を超える署名を集めています。
- ② 返済不要の「給付型奨学金」制度の抜本的拡充を求める声と運動によって、4月から大学などの新生に「本格実施」されました。しかし、対象者は全国で約2万人と極めて小規模にとどまり1校あたり数名しか該当しないものです。「貸与型」しかなかった日本の高等教育の奨学金制度で初めて「給付型」がスタートするというときに、あまりにも貧弱です。多くの学生と保護者、国民の切実な願いにこたえる制度に抜本的に改革することが急務です。

## 5、組織強化拡大について

### (1) 組織強化拡大3カ年計画2年目のとりくみ

- ① 7万人愛労連をめざす第四次組織強化拡大3カ年計画の2年目が終了しました。計画では、1989年11月の愛労連結成当時の水準である74,000人を早期に回復することを当面の目標とし、3カ年で6,000人の純増を掲げ、年間で純増2,000人以上をめざしています。残念ながらこの目標には到達できていませんが、昨年7月から1年間で 人を拡大し、6月末の組織実態調査では 単産が純増し、愛労連全体として 人となりました。
- ② 愛労連は今年度、1年間で5,000人の拡大を目標にかかげ、組合員数の純増で定期大会を迎えることをめざしてきました。春と秋に組織拡大月間を設定してとりくみを強めてきました。昨年7月以来4,592人(6月末)を拡大し、各単産が引き続き6月末の組織実態調査や大会を増勢で迎えるためのとりくみを続けています。

### (2) 新たな分野に総がかり作戦でとりくむ

- ① 全労連の組織拡大強化中期計画の提起を受け、愛労連として総がかり作戦にとりくんできました。とりくみを検討・調整する総がかり調整会議は7回開催し、総がかり推進委員には8単産25人が登録しています。引き続き、すべての単産が推進委員を送り出せるようにして行く必要があります。
- ② 今年度は、福保労が名古屋市内にある約120カ所の小規模保育事業所をおもな対象にしたとりくみを全労連にエントリーし重点計画としてすすめました。積木や紙芝居、わらべうたのワークショップ、福保労の全国交流集会など4回の企画へのお誘いを郵送やFAXだけでなく、支部が近所の事業所に出向いて案内し、つながりを強めていくことを重視して進めました。単産地方本部役員だけでなく、支部の役員がこうしたとりくみに参加していること

は今後の運動にとっても大きな宝となります。支部で回りきれない事業所については、総がかり調整会議に参加している単産の推進委員に協力してもらい、統一行動日を設定して訪問しました。行動に参加した推進委員からは「本当にマンションの一室で保育をされていてビックリした」と小規模保育事業所の厳しい実態を知る機会になりました。これらのとりくみを通して多数の組合加入や組織結成には至っていませんが、つながりを持てるようになっていく事業所もできてきており、さらに関係を深めていく必要があります。

- ③ 全労連の重点計画にはエントリーしていませんが、調整会議の中で出された計画について愛労連として具体化してきました。定年退職を迎える組合員に年金者組合を紹介するとりくみでは、愛高教や自治労連の名古屋市職労・名水労・港職労・豊橋市職労に協力を得て、退職時に役立つ情報や県下で500を超える多彩なサークルを紹介するパンフレットを配布しました。年金支給の延期に伴い、退職後も再雇用や再任用、嘱託などで働き続ける組合員が多く、すぐには加入に結びつきませんが継続的なとりくみとしていく必要があります。今後は、単組ごとの退職者会との連携も強めていく必要があります。
- ④ 自治労連の単組がある「あま市民病院」が2019年4月、(公)地域医療振興協会に指定管理委託されることになりました。同協会傘下の医療機関には医労連加盟組織があることから、自治労連と医労連が協力して「委託による労働条件低下は許さない」と「あま市民病院」での飛躍的な組織化を進めようとしています。大規模な作戦にならずとも、単産どうしが協力することで組織化の知恵や勢いを生み出すことができます。次年度も単産の持っている情報やとりくみを積極的に交流しながら総がかり作戦を多彩なものにしていく必要があります。

### (3) 新規採用者100%加入をめざして

- ① 新規採用者を迎えるとりくみでは、100%加入を目標に掲げ職場で創意工夫と丁寧な準備がすすめられました。自治労連の春日井市職労では、これまで150人を超える採用者全員を前にした説明会を開催してきましたが、加入がなかなかすすみませんでした。今年から青年組合員を中心に実行委員会を結成し、組合紹介紙芝居の内容検討や当日のすすめ方を入念に準備。説明会も3月中に事務職と保育職、4月に入って病院職と職種ごとに分けて3回開催し92人(75%)の新人を迎え入れました。
- ② 医労連のなごや福祉施設協会労組では、15分の説明会で過去最高の19人(86%)が加入。成功のカギは、加入用紙の提出を後日とせず説明会の場で書いてもらうことでした。
- ③ 愛知国公では、新年度の初日となる4月2日、名古屋第2合同庁舎前で組合加入を訴える早朝宣伝を初めて行いました。新人拡大を単組だけのとりくみにせず、産別としての行動を実施したことは新たな一歩です。
- ④ 多くの組合で過去の失敗や問題点を乗り越えて100%加入をめざすとりくみが追求されており、今後の飛躍につながるでしょう。

### (4) 職場の非正規労働者と未加入者への働きかけ

- ① 職場の非正規や未加入者を対象にしたとりくみでは、自治労連が会計年度任用職員制度の施行(2020年4月)を前に、臨時職員を対象に学習会を開催し加入をよびかけています。西尾市職では1200人を超える臨時職員に学習会の案内を送り、2回の開催で273人が参加。雇用の継続や安心して働きたいと39人が加入しています。

- ② 医労連では、退勤時調査対話行動で未加入者への働きかけを強めています。全医労では、処遇改善などの署名とともに「残業代はいくらか知っていますか」とたずね、大半の人がわからないことから正確な残業代を知らせると、予想以上に高いことから驚きが広がり「組合に入ってサービス残業をきちんと申請しましょう」と加入を訴えました。この行動では共済も紹介しながら名古屋支部では11人、東名支部では8人の組合員を拡大。行動には、県医労連だけでなく愛知国公からも応援に入り総がかりでのとりくみがすすめられました。
- ③ 自治労連の豊川市職では、今年4月から再任用職員の賃金を月額4万円の引き上げを実現。早速、対象者に手紙を送り組合加入を呼びかけ3人が加入しています。

#### (5) 有期雇用の無期転換制度周知のとりくみ

- ① 2013年4月1日に改正労働契約法が施行され、2018年4月1日以降の契約で雇用期間が5年を超える労働者が、無期雇用への転換を申し込めば自動的に転換できる制度がスタートしました。愛労連では昨年度から制度を知らせるためのティッシュを様々な宣伝時に合わせて配布。地域総行動など地域労連や単産での活用も含めて約15万個を配布しました。また、秋の地域総行動では、無期転換制度の周知と労働組合に入って無期転換を勝ちとろうとよびかけるビラ・ティッシュを配布。22地域労連が約120駅頭で32,800枚を配布しました。労働相談センターには毎月5件から10件程度の無期転換に関わる相談が寄せられています。
- ② 自治労連では、県下の社会福祉協議会に申し入れて、有期雇用職員を対象にした無期転換制度の学習会を開催し、蒲郡社福労では事務職・ヘルパー6人が加入。はじめて非正規雇用職員を組合に迎え入れました。この課題は、今後も続々と5年を迎える労働者がおり、制度学習会を多彩に開催して組合加入を訴えるとりくみの充実が求められます。

#### (6) 労働相談から労働組合加入・結成へ

- ① 愛労連労働相談センターには、2017年の1年間で1420件の相談が寄せられました。相談者の疑問や困りごとに丁寧に対応しつつ、問題の解決には「労働組合をつくって（入って）職場を変えましょう」と話し、単産に紹介して組織化につなげられるようにしてきました。相談の81%がインターネットで愛労連労働相談センターを知り、電話やメールをしてきており、ホームページだけでなくSNSもあわせて活用していくことが必要です。
- ② 愛労連労働相談センターを通じた1年間の組合加入は57人で、組合結成は2組織となりました。
- ③ 今年度の労働相談を契機にした組合結成は、単産に直接相談が寄せられたものも含め、医労連の羽栗会労組と宏生会労組、福保労のえんがわにつき分会と愛松学園分会、きずなの和久井総業分会、建交労の名北合同支部アイメン分会、自治労連の自治体一般労組管財分会など相次ぎました。

#### (7) 共済をいかした組織拡大

- ① 医労連で共済利用を求めて心の泉ユニオンが結成されました。きっかけは、昨年11月に開催した第15回介護セミナーのお誘いを送付する際に共済のおすすめを同封したこと。施設長から「職員が安心して働き続けられるように」と相談があり組合づくりの準備が始まりました。共済掛金は事業所が福利厚生として負担し、ユニオンショップ協定も結ぶことにな

りました。医労連では共済利用を契機にした組合結成は3組合目となっています。

- ② 医労連岡崎介護ユニオンでは昨年の結成以来、組合員拡大を継続的にとりくむと同時に、共済加入もすすめて6割の組合員が共済に加入。月2400円のセット共済に加入した組合員が骨折にあってしまいましたが、不慮の事故に伴う加算もあり66,000円の給付を受け、「パートの給料なら1カ月分くらいだね」「ヘルパーは休むと無収入なので助かるね」と話題にし、組織拡大と団結の強化につなげています。労働組合の共済は、民間の保険会社などには負けない安い掛け金と高い補償を持っています。共済の優位性をいかして組合員拡大や、組合員のメリットにして組織と団結の強化につなげていく必要があります。

## (8) 中立労組との共同めざす訪問活動

- ① 民間部会では、秋の中立労組訪問を9月28日と10月4日に実施しました。岡崎市・蒲郡市・西尾市・幸田町・瀬戸市・尾張旭市・長久手町の32組合を訪問し、11労組からアンケート回答が寄せられ、6労組が愛労連新聞を毎月受けとってくれることとなりました。春の訪問活動は3月22日に実施し熱田区・中川区・瑞穂区・昭和区の40組合を訪問。9組合からアンケート、2組合が愛労連新聞を受け取ることになりました。
- ② 懇談することができた少なくない組合が、後継者問題や春闘などの情報不足、組合運営などについて悩みを抱えており、関係する単産からの継続的な働きかけが必要です。東三河労連では、愛労連新聞を受け取ってくれることとなった組合に、東三河労連の機関紙もセットして送付しています。

## (9) わくわく講座のとりくみ

3年目となったわくわく講座の受講生は初年度110人から2年目61人、3年目26人と半減しています。テキストの内容は「目からウロコ」の部分が大きく、新入組合員だけでなくベテラン役員でも活用できるものですが、反面、易しすぎるという声もあります。学習はすべての運動の力です。勤労者通信大学(勤通大)との棲み分けを明確にし、「組合に入ったらず学習」と位置づけて推進していくことが労働組合を強く大きくすることにつながります。

## 6、地域労連、地域運動について

### (1) 「地域総行動」が労働組合にふれる機会を与えている

- ① 地域で愛労連の姿が目に見え、耳に聞こえるのは、多くは地域労連の主たるとりくみである地域総行動の時です。普段の単産・愛労連が行う宣伝行動は、人が多く集まる大きな駅・街頭などに限られます。きめ細かな宣伝行動は、春と秋の総行動そして権利手帳の配布時です。労働組合に組織されている労働者が17%程度で圧倒的多数の市民が労働組合に接する機会がない中で労働者に対して、社会的要求をアピールすること、「職場に労働組合を作ろう」との呼びかけは非常に大切な活動です。貴重な活動を継続している地域労連は、なくてはならない存在です。
- ② 2017年秋の地域総行動は、参加者が減少傾向にあるとは言え、11月17日を基準に早朝、日中、夜と1日かけたとりくみを旺盛に展開しています。県下112の駅頭で早朝及びお帰り宣伝行動を行い、520名以上の組合員の参加がありました。また、昼間の行動は、

一宮地区労連や尾東労連でハローワークや労働基準監督署との懇談を行っています。港地区労は、地域への3000万人署名行動や公立保育園や学校給食民営化反対の問題で区役所前での座り込み行動など、活発にとりくんでいます。夜には、守山労連も守山共同センターと共催で「改憲NO!」の集会とデモを行い、他にも5地域で学習交流会が開催されています。

2018年春の総行動は、2月22日に114駅で465名の参加で行いました。夜の行動は3000万人署名の活動交流会が6地域で行われています。

- ③ 一方、地域総行動参加者は年金者組合に頼る地域が多く、現役世代の参加が減少してきています。総行動の運動に多くの組合員の参加を促すため、早い時期から地域総行動の意義や行動内容を各単産などに討議を依頼して、各職場から多くの参加を求める必要があります。

## 7、補助機関のとりくみ

### (1) 女性協議会

- ① 月1回の幹事会を定例とし、会議の冒頭に各職場や女性部のとりくみを交流することで単産の旬な要求を役員全体のものにしてきました。加えて今年度は役員全員で「わくわく講座」を受講したことで、ベテラン役員と新しい役員の認識度を近づけることになりました。普段なかなかできない情勢交流、組合活動の基礎を共に学んだことが役員間の連帯と女性部活動の力につながっています。

### (2) 青年協議会

- ① 昨年度「組織化」を目標にして活動してきた結果、青年協役員が8人に倍増し、新たな単産からの役員を迎えることができました。一方で役員を選出できている組織数の増加は1にとどまり、役員を出せていない組織の方が圧倒的に多くなっています。
- ② 交流企画では昨年7月以降のべ100人を超える参加があり、新たな単産からの参加もありました。また、交流企画の中で、最賃の要素を入れることで多くの参加者に最賃問題を身近に感じてもらうことができました。しかしながら、参加者の内訳を見ると青年協に役員を出している単産からの参加が中心となっており、今後は役員が出せていない単産などへの呼びかけの方法など検討していく必要があります。
- ③ 幹事会の中で幹事から自発的に「3000万人署名」にとりくむことが提起され、幹事会の中でミニ学習会をおこない、土曜日に栄でおこなわれている憲法宣伝に合流する形で署名行動をおこないました。行動提起が急だったこと、呼びかけが不十分だったため、青年協役員の参加は2人とどまりましたが、街頭に出て、通行人と対話し署名を計8筆得ることができ、ここ数年の活動内容から鑑みると新たな一步を踏み出したといえます。
- ④ 全労連東海北陸ブロック青年交流会「第26回サマーセミナーin 静岡」に青年協が中心となって愛知実行委員会としてとりくみました。サマーセミナー本番には愛知からは17人が参加し、2泊3日で他県・他業種の青年とともに交流・学習を満喫して、今後の青年活動への新たな刺激を得ることができました。
- ⑤ 今年度途中から全労連青年部に常任委員として役員を送り出すことができました。今後は常任委員会からの最新の情報などを得て、全労連青年部のとりくみに積極的に関わり、様々な経験を青年協の活動にいかしていくことが求められます。

### (3) 専門部・部会

#### ① パート・臨時労組連絡会

愛労連傘下の非正規労働者の多くが対象となる「会計年度任用職員」問題について、幹事会の中で学習をおこないました。学習とあわせ、役員同士の交流を常に意識してきたことで、会議での民主的な議論、風通しの良さにつながっています。

11月におこなった「元気の出る集会」では、非常勤職員の処遇改善と無期転換を勝ち取った名古屋大学職員組合、郵政ユニオンの労契法20条裁判での画期的な判決の報告が参加者を励ましました。

#### ② 民間部会

民間労働組合の要求前進と組織の拡大・強化をめざして運動を進めてきました。中立労組訪問は、2回目を回りましたが、感触がよかった労組とその後を補佐する単産・地域労連との連携が取り切れずにおわっています。とりくみ方ややり方などを含め見直すことが必要です。

愛知中小企業家同友会との懇談会は、10年目を数え、有意義な懇談の場となっています。協議する内容を深めることが必要となっています。

#### ③ 交運部会

毎月定例に、幹事会を開催して行政交渉（6ヵ所）、各級議員団（国会議員、県会、市議会など）との交運政策に関する懇談、学習会、自動車デモなど多彩なとりくみを計画してきました。

18年春闘勝利・愛知自動車デモは、100人が集会に集まり、人手不足と長時間労働などの交通運輸現場の深刻さや、改憲によって民間部門では、運輸労働者が先頭で戦争にかり出される実態を訴えてきました。港区「稲永埠頭」から名古屋の栄などの中心街を越えて名古屋市役所周辺までのコースで、市民へのアピール度は高い行動となっています。

## 第二章 情勢の特徴と課題

### 1、労働者・国民の暮らしをまもる、わたしたちのたたかい

#### (1) アベノミクスで、日本経済の歪みがひろがっている

- ① 総務省が7月6日に発表した5月の家計調査報告によると、1世帯(2人以上)当たりの消費支出は、物価変動の影響を差し引いた実質で前年同月比3・9%減と4カ月連続のマイナスとなりました。安倍政権の下で国内需要、とりわけ消費の低迷に歯止めがかかっていないことが明瞭です。収入が減少しているうえに可処分所得が伸び悩み、値上げも相次いで消費者の切り詰め志向が強まっています。同調査で勤労者世帯の実収入を見ると、実質で0・3%の減少と今年になって5カ月連続の落ち込みです。特に、世帯主の定期収入は1・2%減と6カ月連続の減少となっており、低賃金で働く高齢世帯主の収入減などが響いたとみられます。税金などを差し引いた可処分所得も、0・2%増とほとんど横ばいです。

また、内閣府が発表した今年1～3月期の国内総生産(GDP、改定値)で見ても、GDPの約6割を占める個人消費は前期(昨年10～12月期)比0・1%減と落ち込んでおり、GDP全体でも前期比0・2%減(年率換算で0・6%減)とマイナス成長が続いています。労働者・国民の暮らしや日本経済の再生にとって、大企業の輸出頼みの経済政策をやめて、アベノミクスの中止と消費を冷やす消費税増税の中止を求め、消費購買力を立て直すことがいよいよ急務になっています。

- ② アベノミクスの5年間で、一部の大企業と富裕層に富が集中しています。財界・大企業は安倍政権になってから円安や株高によって大もうけを上げながら、法人税負担を軽減するよう求め続けており、国税と地方税を合わせた法人の実効税率は2017年度に29・97%と30%を割り込み、2018年度からはさらに29・74%にまで下がっています。個々の大企業は研究開発投資などの名目でさらに軽い税金しか負担しておらず、賃上げやIoT投資などを理由にした今回の減税も財界・大企業の法人税負担軽減の要求に応えたものになっています。その結果、資本金10億円以上の大企業は大もうけを上げ、全体で400兆円を越すほど巨額の内部留保をため込んでいます。

また、6月29日までに、公表された2018年3月期(17年度)の上場企業の有価証券報告書から集計すると上場企業で1億円以上の報酬を得た役員が530人を超え、過去最高を更新したことがわかりました。500人を超えるのも初めてです。上場企業の役員報酬の開示は、10年3月期決算から始まりました。当時から集計を続けている民間信用調査会社の東京商工リサーチによると、2010年3月期の1億円以上の役員は233人でした。8年前からすれば2倍以上に増加しています。税金の取り方と使い方を抜本的に見直して、応能負担の税制にすることや来年10月からの消費税の10%を今すぐ中止することが必要です。

- ③ 労働者の賃金は抑制され、貧困と格差が拡大し、日本経済の歪みがひろがっています。非正規雇用労働者は約4割にのぼり、1,100万人を超える労働者が年収20

0万円以下の低賃金で働いています。自立も、出産・育児もできず、少子高齢化が進行し、教育機会も不平等で貧困が再生産されています。最低賃金をはじめ賃金の地域間格差の拡大が、若者を都市部へ流出させるなど、地域経済の疲弊と中小零細企業での人材不足や経営悪化の要因となっています。最低賃金1,000円以上、8時間働けば人間らしく暮らせる働くルールの確立、ディーセントワークの実現にむけ、すべての労働者・市民と共同したたたかいを広げることが求められています。

- ④ 今、非正規雇用で働く労働者は2,036万人と37%を超えています。労働力不足のもとで技能実習生も年々増加しています。いま国がなすべきことは、外国人労働者を含むすべての労働者が安心して働くことができる法整備です。そのための中小企業支援の拡充をはじめ、長時間労働の禁止と安定雇用の実現、均等待遇の確立など、労働者と中小企業が元気になる政治に切り替えることこそ必要です。

## (2) 「働き方改革」について、働く人が大切にされる社会、人間らしく働くための本物の「働き方改革」、労働法制の抜本的な改正を

- ① 安倍政権は、通常国会を「働き方改革国会」と表明して、「残業代ゼロ」法案と「残業時間の上限規制」法案を「一本化」した労働基準法改定案など8本の法律を一括で改定する「働き方改革一括法案」を国会に上程しました。しかし、私たちの運動や裁量労働制のデータ改ざんで、いったんは裁量労働制拡大を削除に追い込むことが出来ました。
- ② 6月29日、「働き方改革一括法案」が自民・公明両党、日本維新の会、希望の党などの賛成で可決、成立しました。附帯決議が47もある異常な法律で、全労働団体（全労連、連合、全労協など）、法曹関係者、全国過労死を考える家族の会、多数の市民の反対を無視し、労働基準法を骨抜きにする暴挙です。同法は、労働時間規制の適用を外し、過重な業務命令に労働者の命をさらす過労死促進法である「高度プロフェSSIONAL制度」や月100時間残業が認められる長時間労働を促進する「時間外・休日労働の上限規制」及び同一労働同一賃金でも実態は、正規・非正規の賃金格差を是認した「同一労働・差別賃金容認法整備」です。廃止に向けたとりくみを継続していくことが求められています。
- ③ 法律は成立したものの、実際に動かすには少なくとも90項目にわたる政省令・指針などを定めなければなりません。それを決める労働政策審議会の審議はこれから始まります。労働者を保護するための「乱用防止」措置を明記させるなどの取り組みが不可欠です。また各職場に「残業代ゼロ制度」を導入させないたたかい、時間外労働の36協定の締結を必要最小限度の時間数に押しとどめること、勤務間インターバル制度の導入などが極めて重要になっています。引き続き、この間積み上げてきた労働組合との共闘、過労死を考える家族の会、愛知健康センターなど市民運動や法案に反対した野党との共闘も発展させて、8時間働けば暮らせる社会の実現をめざし、奮闘することが必要です。
- ④ 今年4月から、通算5年を超えた有期労働者が申し出れば無期雇用に転換することが使用者に義務づけられました。これは、労働契約法18条にもとづく労働者の権利です。しかし、自動車メーカーや大学などでは、5年前に雇止めする脱法行為が行われています。組織拡大の絶好のチャンスです。有期雇用で働くみなさんに対して、労働組合に入って、無期雇用への転換を勝ち取ることを呼びかけることが必要です。不安定雇用の労働者はこの声かけを待っています。対象者を明確にして攻めの姿勢で思い切って訴えつくすことが必要です。

### (3) 公務をめぐる状況

- ① 8月の人事院勧告をめぐる状況は、今年の春闘で5年連続のベアとなったものの、この間の物価上昇分にも届かない水準では生活を改善するものとはならず、4月分の家計調査報告を見る限り、この賃上げでは内需拡大につながっていません。人事院及び政府として、公務労働者の生活を改善し、景気を底支えするためにも、最低賃金の大幅な引き上げとともに、公務員賃金を改善することを求められています。また、この4月から現給保障の終了によって高齢層職員を中心に大幅な賃下げが強行されているため、本人に何らの責任のない賃下げは、やる気（モチベーション）に水を差し公務能率を阻害するものでしかありません。

さらに、臨時・非常勤職員についても、公務労組連絡会などの交渉のたびに処遇改善、均等待遇の実現を求めてきているものの、給与の指針策定以降目に見える進展はありません。労働契約法20条での郵政ユニオンをはじめとする裁判において、諸手当など労働条件の不合理的格差は違法とされており、この点も踏まえて、賃金や諸手当、休暇制度などの常勤職員との不合理的格差はただちに是正するよう人事院、政府としての対応が求められています。

- ② 公務員の定年延長問題について、60歳定年制は、1985年に導入されて33年になります。働くものの意識に定着し、これを前提とした人生設計が行われていることから、これを65歳まで延長するというのは、職員の人生設計にもかかわる重大な労働条件の変更となります。そして、公務労働者の労働条件の問題にとどまらず、行政のあり方にもかかわる問題です。人事院は、昨年の人事院勧告の報告で、質の高い行政サービスを維持していくためには「高齢層職員が長期にわたって培ってきた能力及び経験を有効に活用しながら、士気を維持し、持てる力を最大限発揮して生き生きと活躍できるような環境の整備」が必要と指摘しています。それならば、働きがいを持ち、力を発揮することができる賃金や労働条件の整備こそが求められます。国家公務員の定年延長は、地方公務員に直結します。また、独立行政法人や民間企業における制度設計の手本ともなるものです。さらに、民間労組からも、定年年齢引き上げにかかる労使交渉で企業側は、公務員の枠組みを注視するとの回答が行われています。国民・住民に対する公務・公共サービスをより充実したものとするためにも、よりよい制度設計となるよう、労働組合との交渉・協議を尽くすことを求めています。

- ③ 公務における人員は、行政の役割・需要が増しているにもかかわらず、国で言えば総定員法（行政機関の職員の定員に関する法律）によって、上限が規制されています。1968年の「第1次定員削減計画」が策定されて以降、現在に至るまで切れ間なく続けられています。今は、毎年2%以上の合理化する計画が実行されています。

地方自治体では、地方交付税の算定基準に、民間委託等により経費を削減した「先進自治体」を優遇する「トップランナー方式」を導入されたことによって、自治体ごとに行政改革の名の下に職員の適正化計画によって、委託化・民営化を余儀なくされています。しかし、職員を削減しすぎたとして、一定歯止めがかかっている自治体も見受けられるようになってきています。

今回の西日本を中心とする豪雨（西日本豪雨）でも災害列島の日本で、頻発する自然災害の先頭で奮闘しているのは、国や自治体で働く仲間の存在が大きいものがあります。災害の防止・軽減、災害発生時の応急対応に気象情報を発している気象庁ですが、ピーク時に比べて全国約1,500人が削減され、寸断された道路復旧に携わる国土交通省の最前線である

地方整備局の職員もこの12年で約4,200人が削減されています。避難所の受付や誘導、救援物資の管理など不眠不休で自治体職員が当たっています。

#### (4) 国際情勢をめぐる動き

- ① トランプ米大統領により、世界各地で危険な動きが出てきているのが特徴です。「不法入国者」の刑事責任を問う「不寛容」政策を導入、イラン核合意からの離脱や、貿易と安全保障を結び付けた欧州・カナダの同盟国に対しての「貿易戦争」の発動などによって、独仏など一部同盟国の対米不信は強く、「大西洋同盟の歴史上もっとも緊張した首脳会議の一つ」（英紙フィナンシャル・タイムズ）とも報じられています。また、ヨーロッパにおいては移民問題や貧困格差の拡大に伴い、ポピュリズム勢力の台頭がドイツ・オーストリア・イタリアなどの一部の国であらわれています。一方、労働者のたたかいもフランスの国鉄労働者をはじめとするストライキやアメリカの教員のストライキにみられるように変化があらわれてきています。資本主義のいきづまりは人権否定のポピュリズムで吸収するのではなく、貧困格差をなくし、雇用を生み出し、経済を豊かにしていくことが解決の道です。
- ② 主要7カ国（G7）首脳会議が6月8日、カナダでおこなわれました。アメリカと6カ国が対立した米国の鉄鋼・アルミニウム輸入制限などの通商問題について「ルールに基づく国際貿易体制」の重要性を強調し、「保護主義と闘い続ける」との首脳宣言を採択して閉幕しました。しかし、トランプ米大統領は直後に宣言を撤回すると表明し、通商問題をめぐる緊張は緩和されておらず、「貿易戦争」に向けた対立の激化を懸念させる異例の事態となっています。事実上、機能停止に追い込まれているG7は、世界がいまや一握りの「主要国」だけでは動かさないことを象徴しています。
- ③ 6月12日にトランプ米大統領と北朝鮮の金正恩（キムジョンウン）朝鮮労働党委員長が、シンガポールにおいて「朝鮮半島の非核化」と「北朝鮮に対する安全の保証の提供」を相互に約束する共同声明に署名しました。朝鮮半島における永続的な平和体制の構築に向けて協力する「新しい米朝関係」を確立することの表明です。敵対関係から友好へとお互いが努力した結果であり、対話と外交努力で解決することを求めてきた世論の大きな成果と言えます。まだ、第一歩ととらえて引き続き、核兵器のない世界を求めて運動していくことが必要です。

## 2、改憲策動、戦争する国づくりは許さない、平和と民主主義をまもるたたかい

### (1) 改憲策動、戦争する国づくりは許さない

- ① 安倍首相は、憲法9条に自衛隊を書き込むなどの「戦争する国づくり」への策動を強めています。政権自体は、疑惑と不祥事にまみれ、内政・外交ともに政権末期のボロボロな常態です。首相は改めて「自衛隊の違憲論争に終止符を打つ」と表明するなど、改憲への異常な執念を示しています。現在自民党がまとめた、9条の2に「必要な自衛の措置をとる」として自衛隊を明記する案は、文字通り9条を空文化し、他国のための集団的自衛権の行使を含む、海外での無制限の武力行使に道を開く危険なものです。憲法違反を繰り返す安倍政権に憲法を語る資格はありません。変えるべきは憲法ではなく安倍政治だと言えます。1350万筆を超えた3000万人署名の重みを糧に改憲発議をさせないとりくみが求められています。
- ② 自民党は、政府が今年12月頃に策定する、日本の軍事力の在り方や水準を定める指針と

なる新たな「防衛計画の大綱」と5年間の軍拡計画とする「中期防衛力整備計画」への提言をまとめ、安倍首相に申し入れました。日本の軍事費について、NATO（北大西洋条約機構）が対GDP（国内総生産）比2%の達成を目標にしていることを参考に一層の拡大を求めています。2018年度の国民総生産（GDP）の2%で計算すれば1兆2860億円になります。（5月30日、衆院外務委員会の答弁）。18年度の軍事費5兆1911億円（GDP比0・9%）の2倍超に当たる常軌を逸した大軍拡要求に他なりません。

従来から安倍政権の進める軍拡路線は突出してきました。首相が政権復帰後初めて編成した2013年度予算から軍事費は6年連続増額されてきました。15年度に過去最高額を更新し、16年度には史上初めて5兆円を突破しました。深刻な財政難を口実に国民に必要な社会保障予算を容赦なく削減・圧縮してきたのに対し、軍事費の優遇ぶりはあまりにも異常です。北朝鮮問題をめぐり対話での問題解決という外交努力が続いている中、かつてない大軍拡を露骨に打ち出す自民党の提言は、軍事力の脅しで対抗し合う悪循環を新たに生み出そうとする時代錯誤の動きであり、到底認められません。

- ③ 自民、公明などの政党が「改憲手続き法」（国民投票法）の改定案を国会に提出し、野党などが反対する中、衆院憲法審査会での趣旨説明を強行しようと画策しています。改憲の手続きを定めた同法は、国民の多くが改憲を望んでいない以上、不要な法律であり、ましてや改定の必要もありません。自民党など改憲を推進する党だけで改定案を提出したことを見ても、改憲への執念は明らかです。しかも改定案には、国民投票の際の最低投票率や絶対得票率の規定がなく、放送を使った「有料広告」が無制限のため、資金がある権力側に有利などの危険な中身に強い批判が集まっています。自民党などの改定案は既に共通の投票所を設置するなど公選法改正に合わせた「部分的」なもので、根本的な欠陥はそのままです。「小手先の改定」を持ち出して改憲をあおることは許されません。
- ④ この秋の臨時国会が最後のチャンスだととらえて、改憲勢力が自衛隊を憲法に明記することを柱とした法案の提出を狙っています。しかし、安倍政権下での改憲に対して、6～7割が反対の意思を示し、憲法9条を高く評価している世論調査の結果が出ています。引き続き、3000万人署名をやり遂げる活動を推進し、国会で改憲発議をさせないほどの署名を集めましょう。改憲勢力の息の根を止める絶好の機会になります。

## **(2) 核兵器廃絶やヒバクシャ国際署名の推進、辺野古の新基地建設は不要です**

- ① 核兵器禁止条約が昨年7月に採択されて1年が経ちました。条約に署名した国は58カ国、批准は10カ国となりました。条約発効には50カ国の批准が必要です。歴史的な条約の成立を力に、日本を含めて、どのように「核兵器のない世界」へと前進するのが、今改めて問われています。全ての国に核兵器を禁止し、廃絶にいたるまでの条約締結を求めている「ヒバクシャ国際署名」を、核保有国やその同盟国を含め、国際的に発展させていくことが、ますます重要となっています。条約に署名・批准する政府をつくることこそ、被爆国の国際的責務です。8月の原水爆禁止世界大会へむけた国民平和大行進など、世論と運動の発展が急務となります。
- ② 安倍政権が強行している沖縄県名護市辺野古の米海兵隊新基地建設の出発点となった1996年のSACO（沖縄に関する日米特別行動委員会）合意をめぐり、米側は在沖縄海兵隊の主要任務を「朝鮮半島有事」との認識を示していました。今年に入って朝鮮半島の新たな平和への動きが加速し、4月27日の南北首脳会談や6月12日の米朝首脳会談を踏まえ、

北東アジアの安全保障環境を一変させ、在沖縄海兵隊の撤退や在日米軍の大幅削減につながる条件をもたらす可能性があります。よって、1953年以降は休戦状態にある朝鮮戦争が正式に終結すれば、前提条件としている新基地建設の根拠は崩壊します。11月の沖縄県知事選挙で「基地はいらない」との意思を圧倒的な形で示すことが必要です。

### 3、憲法25条を基本とした社会保障制度や教育の拡充を求めるたたかい

#### (1) 社会保障の拡充で格差・貧困を是正せよ

安倍政権は「骨太の方針2018」で、社会保障を「歳出改革の重点分野」と位置づけ、財界の要求に沿って、いっそうの国民負担増と給付の抑制・削減を打ち出しました。国民生活に激しい痛みを強いるもので、「削減先にありき」であると関係団体は反発しています。社会保障費の削減をめぐる、安倍政権は高齢化などに伴う「自然増」分の削減路線を続け、この6年間で予算の概算要求段階から計1兆6千億円も削減してきました。新たな「財政健全化計画」でも、2019年度から21年度まで3年間の社会保障費の自然増削減について、“目安”を示す構えです。

主なメニューは、医療関係で、75歳以上の医療費窓口負担を2割に引き上げ、医療費増に応じた窓口負担の自動引き上げ、窓口負担が少額ですんだ患者に追加負担。介護では、居宅介護支援に利用者負担を導入、老健施設などの多床室「部屋代」を利用者負担に。年金でも、年金を受け取り始める年齢の引き上げなどを上げています。根底にあるのは、「自助、互助」を中心に社会保障制度を「国民相互の助け合いの制度」に変質させていく施策が進められ、「我が事・丸ごと地域共生社会」で公的責任を地域に丸投げしようとしています。憲法25条の精神は、国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があることです。政府は“財政難”を改悪の口実にしていますが、大企業・富裕層ばかりを優遇する経済政策を転換すれば、社会保障改悪を中止して拡充させる財源は十分にあります。社会保障の拡充で格差と貧困を是正することこそが求められています。

#### (2) 安心出来る介護保険の仕組みが必要です

- ① 厚労省は、団塊の世代が75歳を超える2025年度末までに介護職員が約245万人必要になるものの、33万人余不足するおそれがあるとの推計を公表しました。この推計は、各都道府県の第7期介護保険事業計画（2018～20年度）の介護サービス見込み量などに基づいて行われました。安倍政権は、社会保障抑制路線のもと、規制緩和で無資格者や外国人労働者を登用するなど“安上がりな介護人材”をかき集めようとしており、このままでは人材不足は解消しないまま介護の質が低下しかねない状況です。国や自治体の人材確保策の抜本的な見直しと強化が求められています。
- ② 安倍政権は、公的な介護費用を無理やり抑え込むため、軽度者が利用するサービスを中心に「使わせない」動きを強めています。6月15日に閣議決定された経済財政運営の基本方針（「骨太の方針」）及び、5月まとめられた財務省の財政制度等審議会の建議では、利用制限を狙った制度改変の項目がいくつも記されました。10月からは生活援助の回数を事実上制限する仕組みまで開始しようとしています。介護現場の実態をあまりにも無視した乱暴なやり方です。こうした安倍政権が強行した相次ぐ介護改悪は、特別養護老人ホームの入所条

件を要介護3以上に厳格化するなど、「軽度者切り捨て」が際立っています。軽度者が必要なサービスを利用できなくなれば、早期に適切な支援が受けられなくなり、「重症化」を招く事態を広げる危険があります。利用者と家族の安心を脅かす改悪はただちに中止すべきです。

### (3) 物価が上がっても年金は据え置き

- ① 厚労省は、2018年度の公的年金支給額について、物価が0.5%上昇したものの過去3年間の賃金水準が、0.4%マイナスのために、前年と同額に据え置くと発表しています。年金の実質的な減額であり、年金受給者、とりわけ低年金者のきびしい生活実態を考慮しない不当なものと言わざるを得ません。「マクロ経済スライドの廃止」「最低保障年金制度の創設」をはじめ「若い人も高齢者も安心できる年金制度の確立」のために、広範な人びとと手をつなぎ、ひきつづき努力を続けることが求められています。
- ② 日本年金機構が、少なくとも約139万人にのぼる人に本来の年金額よりも少ない額しか支給しない深刻な事態を引き起こし、厳しい批判を浴びています。今回の過少支給は、年金機構が受給者に分かりにくい手続き書類を送りつけたり、事務を委託された企業が個人情報やプライバシーをばら撒いたりしたため、発生したものです。年金受給権を国民に保障するという責任と自覚が完全に欠落しています。年金機構と厚生労働省は姿勢を根本から改め、全容解明とともに、被害回復・再発防止に直ちに取り組むべきです。
- ③ 障害基礎年金で20歳以降に障害を負った受給者のうち約2900人が、昨年4月から1年間に支給を打ち切られていたことがわかりました。障害基礎年金は支給審査に地域差があり、不支給の割合は都道府県間で最大6倍の差があることが2014年に判明したためです。昨年4月から審査を障害年金センターに一元化した結果、障害の程度はこれまでと変わらないのに打ち切り相当とされる受給者が生じました。認定審査の検証と公平な対応が求められます。

### (4) 保育士の労働は過酷であり、給与の大幅増と人員配置基準の見直しを

- ① 2017年の日本の子どもの出生数は94万6060人（対前年比30,918人減）で過去最少を更新したことが6月1日の発表の厚生労働省の統計でわかりました。合計特殊出生率（女性1人が生涯に産む子どもの推定数）も1.43と2年連続で減少しました。少子化に歯止めがかからないどころか、転換へのきざしもみえません。子どもを産んで育てたいと願っても、それが実現できない社会から脱却できないことは、日本の未来にかかわる大問題です。安心して出産・子育てができない深刻な現状をただすため、政策の切り替えを急ぐとともに、政治の姿勢を大本から変えることが求められます。
- ② 今年の春も、子どもを預ける保育所（園）が見つからない事態が相次ぎ、各地で父母たちの怒りと現状打開を求める声が広がりました。安倍政権は「1億総活躍社会」を掲げ、その柱の一つとして「待機児ゼロ」をうたいますが、目標達成年度を先送りにするなど真剣さがみられません。毎年、職場復帰を目前にした親から「子どもの預け先がない」と悲鳴が上がる現実、あまりに異常です。認可保育所の整備を中心にした安心・安全の保育施設の大増設がいよいよ急務となっています。しかし、保育所増設が進まない背景に保育士不足があります。保育士の退職で人手が足らず突然閉鎖する施設があったり、保育士が確保できずに保育所を開設できなかつたりしていることは重大です。問題は保育士の労働が過酷すぎること

です。愛知県内の研究者や保育団体が行った実態調査では、名古屋市にある認可施設の正規職員約2700人で時間外労働やサービス残業が常態化していました。給与の引き上げを急ぐことと合わせ、人員配置増などによる業務負担の軽減が不可欠です。政府は処遇改善を本格的にはかるべきです。

#### (5) 教員を増員し、子どもたちに豊かな教育の保障と返還不要の給付型奨学金制度の拡充を

① 教員の長時間労働は深刻です。文科省が実施した教員勤務実態調査によると、小学校で約3割、中学校で約6割近い教員が過労死ラインを超えて働いています。教職員の長時間過密労働は、肉体的にも精神的にも教職員を追い詰め、子どもたちの教育にゆとりを持って専念することを困難にしています。また、臨時・非常勤職員の多用化でこの間「教育に穴が空く」問題もこの問題に拍車をかけています。この問題は教職員の健康問題にとどまらず、「教育の質」を左右する国民的課題です。教職員がゆとりを持ち子どもたち一人ひとりと向き合った教育をするためには、教員定数を増やし、少人数学級を小学校から高校まで実現することと、教員1人あたりの授業時間を減らし、授業準備の時間を確保し教員の専門性を担保することが必要です。また、公立学校の教員に残業代が出ない根拠となっている現行法制度の改正も必要です。文科省は教職員のいのちと健康をまもり、全ての子どもたちに豊かな教育を保障するため実効性ある施策を早急に講ずるべきです。

② 2018年度より返還不要の給付型奨学金制度が開始されました。進学先や下宿の有無に応じて月2～4万円を給付するというものです。しかし成績優秀者、住民税非課税世帯などの厳しい要件があり対象者は全国で1学年あたり2万人程度。全国約5,000の高校に振り分けるため、1校あたり数名しか受けられない極めて不十分なものです。給付が認められても、途中で成績が悪いと判断されれば打ち切られ、返還も求められるという厳しさです。限られた財源（最大年200億円強）しか確保せず、その枠内で条件をひたすら狭めるばかりでは、若者の進学の夢をかなえ、支えることはできません。

希望者全てに行き渡る給付型奨学金制度の実現と、高すぎる学費の引き下げなど、誰もがお金の心配なく安心して学べる教育条件整備が求められます。

#### (6) 消費税の10%増税中止、5%に戻すことこそ国民の声にこたえるもの

消費税は1989年に税率3%で導入され、1997年に5%、2014年に8%に引き上げられ、2017年度までの消費税収額は累計349兆円になります。一方、法人税は一貫して下げられ、法人実効税率（法人三税）は、2012年に消費税導入前の50%から37%に下げられ、2016年に30%を切りました。消費税は大企業の法人税減収（累計280兆円）の穴埋めにされました。法人の実行税率は1%当たり4200億円とされています。法人実行税率を45%に戻せば消費税は5%まで下げることが可能です。また大企業優遇税制を是正し富裕層への適切な課税によっても財源は生まれます。例えば研究開発減税の是正や所得1億円以上の税負担率が低くなっていることの見直しなどです。

使い方では、毎年増額され5兆円を超える軍事費を削減し、大型公共事業の見直しをすれば財源はできます。そもそも多くの国民の反対の声を押し切り8%増税を強行したため、国民の暮らしはいつそう大変になり格差と貧困はさらに拡大しました。大企業は史上最高の利益を生む一方、非正規で働く5人に1人は「食事を1日2回にしている」といいます。2回も増税を「延期」し

なくてはならない経済政策（アベノミクス・増税路線）は、失敗であることは明らかです。「延期」ではなく、10%増税中止、5%に戻すことこそ国民の声にこたえるものです。

## 4、愛知県政、名古屋市政の情勢の特徴

### （1）愛知県政をめぐる状況

愛知県政は、「リニア・ジェット・FCV」の3点セットを中心に、全国第2位の財政力指数を持ちながら、全国最下位に低迷している福祉・教育を依然として軽視しています。まさに、大企業優先・不要不急の大型開発などに重点の県政を運営しています。リニアを中心とした開発や空港島へのカジノ計画などに、多額な税金が投入されています。また、県営名古屋空港での核兵器搭載可能なF35戦闘機の修理・点検を許していたり、県立高校の老朽化、介護で特別養護老人ホームの待機者を解消できないなどお粗末な実態があり、民生費・衛生費・教育費などは全国並みに財政を投入した場合、県と市町村への予算と合わせて1,000億円以上も増えることが試算されています。県知事として、「国の悪政から県民を守るのかそれとも悪政を県民に押しつけるのか」といった姿勢が問われることとなります。来年2月の県知事選挙は、大企業優先、オール与党県政から憲法を活かし、いのちと暮らしを守る県政の役割が発揮されることが望まれています。

### （2）名古屋市政をめぐる状況

名古屋市政では、待機児童を多数抱えながらも公立保育園の民営化や小学校給食調理の民間委託、介護保険の認定事務も民間会社が担うことによって、実務の遅れで混乱が生じるなど問題が山積みになっています。さらに、名古屋城の天守閣木造復元に向けた中で、エレベーターを設置しない方針から、障害者団体からバリアフリーの時代に逆行するなど異論が出る事態になっています。一方で、市民と労働組合などの運動によって、若宮商業高校の存続が決まり、法人市民税の減税の廃止や敬老パスの上飯田線の適用など市民の切実な要求が新年度予算では盛り込まれています。大型事業に熱中し、市民犠牲を強いる市政から、市民本位の市政への転換が必要です。

## 第三章 2019年度活動方針

### I. たたかいの基本的なかまえ

私たちの生活は、社会保険料の引き上げや消費税増税、物価の高騰などによる実質賃金の低下で、ますます苦しくなっています。そのいっぽうで大企業は、大規模な人減らしなどのリストラ「合理化」、下請けいじめ、法人税引き下げや研究開発減税などの優遇税制によって400兆円をこえる巨額の内部留保を溜め込んでいます。安倍首相は、企業が儲ければ賃金が上がり景気も良くなると「アベノミクス」を推進してきましたが、恩恵を受けたのは大企業や一部富裕層だけで、貧困と格差がますます拡大しています。「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざすとし、その犠牲を労働者に求め、過労死促進と長時間労働の助長など、まやかしの「働き方改革」で労働法制そのものを変質させようとしています。

愛知県内の企業数の実に99.7%が中小零細企業であり、常用雇用者・従業員の66.1%が中小零細企業で働いています。景気の回復や地域経済を活性化するためにいま必要なことは、国内総生産(GDP)の6割を占める個人消費を増やすことであり、すべての労働者の大幅な賃上げと底上げです。そのためには、大企業の内部留保の一部を賃金や下請け単価の引き上げにまわすなど、社会に還元させることが必要です。大企業優遇の政治ではなく、私たちの暮らしを改善する政治に転換することが必要です。

また、軍事費が増え続ける中、社会保障制度が連続的に改悪され、全ての分野（介護、年金、医療、保育、福祉など）で予算が削減されています。安倍政権は、大企業や富裕層への適正な課税や、軍事費、大型公共事業などのムダを無くすことには手をつけず、社会保障充実を求める国民の声をテコに、消費税増税を迫っています。さらに教育施策では、「愛国心」の押しつけ、道徳の教科化に加え、学習内容だけでなく、指導方法や評価のあり方、国が育成すべき「資質・能力」まで規定するなど教育を大きくゆがめています。

安倍政権は、政権復帰から5年目を迎え、財界とアメリカの要請に応えるべく「暴走」を積み重ねています。そして、「森友」「加計」公文書改ざんや自衛隊の日報隠ぺい、過労死隠ぺいや、データねつ造などの問題に説明責任を果たさず、どの世論調査も疑念の声が圧倒的多数となっています。北朝鮮の核・ミサイル開発問題では、圧力ではなく対話と外交が道を切り開くことが鮮明となり、制裁と軍事一辺倒の日本政府だけが国際社会から孤立しています。

また、安倍政権は憲法9条に「自衛隊を書き込む」改憲に執念を燃やしています。改憲案は、自衛隊を災害救助や防衛に汗を流すだけでなく、安保法制のもと米軍の支配下で集団的自衛権を行使する軍隊に変質させるものです。政権は、疑惑と不祥事にまみれて崩壊寸前ですが、秋の国会で改憲発議を狙っています。総力をあげて阻止しなければなりません。

昨年10月の総選挙では、分断と逆流が持ち込まれましたが、市民と野党の共闘勢力が議席を大きく伸ばすとともに、次につながる重要な成果を残しました。新たな信頼と協力が積み上げられる経験が全国に生まれています。安倍9条改憲NO！市民アクションなどこれまでにない戦争法反対、原発再稼働反対などのとりくみを通じて市民のたたかいがひろがり、これを愛労連など

のたたかう労働組合が下支えしてきた成果です。安倍政権の悪政を終わらせるにはこの道しかありません。3000万人署名の目標突破で発議を阻むたたかいは最大の正念場を迎えます。

労働者のいのちと健康を守り、社会保障を充実させ、国民のくらしと生活、平和と民主主義を守るため、安倍政権の退陣を正面から掲げることが重要です。愛労連は、組合員とその家族の生活と権利を守るため、組合員参加のたたかいを職場と地域から築き、幅広い市民や団体との共同を追求することを基本的なかまえとし、下記に掲げる課題をたたかいの柱とします。

第1に、労働者の賃金・労働条件の改善と社会保障制度の拡充を両輪にしたとりくみをすすめます。長時間労働の是正と8時間働いて人間らしく、まともに暮らせる賃金の確立、格差と貧困の根絶をめざします。労働法制の改悪など、労働者犠牲の「世界で一番企業が活躍しやすい国」づくりに断固反対します。不公正税制をただし、所得再配分機能の強化、地域経済の発展と中小企業支援の強化をめざします。

第2に、安倍政権の暴走を許さず、改憲と戦争する国づくりをやめさせ、憲法がくらしのすみずみに生きる社会をつくりまします。安倍政権の腐敗は極限に達しています。「国権の最高機関」である国会を冒瀆し、「主権者」である国民を愚弄しています。このようなことがまかり通れば、民主主義が土台から崩壊してしまいます。安倍内閣に政権を担当する資格はなく総辞職すべきです。改憲勢力の野望を許さず、平和と民主主義を守ります。

第3に、国政革新、住民本位の民主的自治体建設のたたかいをすすめます。2018年11月の沖縄県知事選挙、2019年2月の愛知県知事選挙、4月のいっせい地方選挙、7月の参議院選挙などが続けてたたかわれます。特に2月の県知事選挙では、革新県政の会の一躍を担って、県民が主人公の県政をめざします。市民と野党の共闘の発展など、あらたな情勢のもとで、これまでに経験のないたたかひも想定されますが、愛労連は常に労働者・国民の立場にたつて、国政・地方自治の革新をめざします。

第4に、すべての組織が純増に向けて、あらゆるとりくみの中で組織強化拡大を握って離さずにすすめます。身近にいる非正規労働者、未組織労働者へのていねいな声かけをすすめます。組織強化は緊急課題です。「組織拡大強化新3カ年計画」の3年目のとりくみを成功させます。職場でも地域でも労働組合の顔が見えるとりくみを重視し、青年・女性がいきいきと参加できる職場活動・地域運動をめざします。愛労連の存在価値を発揮し、要求実現に大きな影響力を与えられるローカルセンターをめざして奮闘します。

## II. 要求実現のたたかひと共同の追求

### 1. 賃金と雇用、働く権利を守るたたかひ

#### (1) 賃金引き上げのたたかひ、8時間働いて人間らしいまともな生活を職場・地域から

- ① 職場の中で、さまざまな職種の労働者が混在して働いています。正規労働者は、人事評価制度の下で、成果主義に縛られてサービス残業が当たり前の長時間・過密労働で働いています。非正規労働者は、最低賃金に張り付いた低賃金で、ダブルワーク・トリプルワークで働いている方が多くいます。労働者・国民の生活が厳しくなる中で、くらしを守り、生活を維

持させていくために、労働組合の基本中の基本である賃金引き上げ・賃金闘争を重視してとりくみをすすめます。

- ① 8時間働いて人間らしく、まともに暮らせる賃金を保障させます。賃金・労働条件の改善には、みんなで話しを進め、職場要求を作り、使用者に対して要求書を提出しなければ前進はありません。そこに労働組合の存在価値があります。全組合員参加の要求討議を大切にして職場・地域での賃金闘争をすすめます。
- ③ 「働き方改革」の中で、同一労働同一賃金の是正などが重視されました。男女賃金格差、雇用形態別の賃金格差など、実態を明らかにしながら格差をなくす運動をすすめます。労働者を分断し、限りない長時間労働におこむ成果主義賃金に反対してたたかいます。
- ④ 労働組合として、経営者・当局に対して、職場で要求を基礎にした賃金・労働条件の改善のたたかいなど権利行使をするうえで、交渉権確立はかせません。権利行使のたたかい、所属長などとの職場交渉権の確立・強化をめざします。

## (2) 「最低生計費」調査を活かし、最低賃金引き上げ、公契約条例制定にむけたたたかい

- ① 賃金要求の基礎・根拠は「最低生計費」と位置づけ、社会的にアピールし、要求提出と交渉にこだわって行動します。
- ② 「最低生計費調査」は憲法25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活」を「労働者のあるべき生活像」として「人間らしい尊厳を保障するためにいくら必要か」を試算したものです。結果を活用し、「ゆずれない要求」の議論を職場や地域で深めます。
- ③ 最低賃金は「今すぐ1,000円以上、めざせ1,500円」とし、大幅引き上げに向けて学習や署名、宣伝などをおこないます。
- ④ 最終的には全国一律最賃制の実現・導入をめざします。そのため、中小企業や業者を対象にした特別の財政措置についても同時に求め、合意づくりに向けて議員要請や自治体、団体要請などをすすめていきます。
- ⑤ 2019年が最低賃金審議委員の改選時期となることを視野において、愛労連として委員の推薦を行い、公正任命を求める宣伝行動など実態の告発にとりくんでいきます。
- ⑥ 愛知労働局や最低賃金審議会に対して、地域別最賃を決める専門部会の公開と非正規労働者、あるいは最低賃金生活体験者自身が意見陳述をおこなう機会を設けることなどを求めていきます。
- ⑦ 東海北陸ブロックで最賃キャラバンを実施します。
- ⑧ 公契約条例の制定が愛知県の各自治体ですすんでいます。制定後の効果について自治体との懇談をおこないます。引き続き、春の自治体キャラバンなどを通じて、低賃金の歯止めに役立つ賃金の下限設定を持つ公契約法・条例制定を広げる運動をすすめます。

## (3) 時間外労働の上限規制等、労働法制の改悪反対のたたかいについて

- ① 労働基準法を根底から破壊する悪法を廃止させるために、東海労働弁護団（東海労弁）が事務局となり自由法曹団、過労死を考える家族の会、ふれあいユニオン、愛知働くもののいのちと健康を守るセンター（愛知健康センター）などとともに、愛労連はその先頭に立って労働法制改悪反対実行委員会を軸に、廃止に向けたとりくみをすすめます。
- ② 過労死ラインを越す月の残業時間が100時間でも構わないという安倍「働き方改革」法

は、残業代ゼロ法（高度プロフェッショナル制度）も時間にとらわれずに自由に働くことが出来るといって導入しようとしています。労働時間・生活時間に関するとりくみにおいて、職場の労働時間管理の在り方と36協定（労働基準法36条）の改善など労働時間の上限規制や「インターバル規制の実現」を求めて法制化を要求するとともに、労使交渉で改善を求めます。

- ② 労働者の働き方について、さらなる労働時間規制の破壊（裁量労働制の拡大、副業・兼業推進と労働時間通算管理の見直し・テレワークによるみなし労働拡大）、雇用の流動化（解雇の金銭解決など）、雇用されない働き方など、多岐にわたる労働者保護法制の全面的な改悪をもくろんでいます。労働条件の向上など良質な雇用を実現するとりくみをすすめます。
- ④ ブラック企業規制法をいかして、ブラック企業・ブラックバイトの根絶をめざしてとりくみをすすめます。ワークルールの推進に向けたとりくみをすすめます。

#### （4）長時間・過密労働をなくす活動を一労災のない職場をめざす

- ① 賃金の基本給が低く、残業してやっと生活できる賃金体系があります。また、公務・民間を問わず、定数の縛りや劣悪な労働条件と低賃金で、職場の人員不足で長時間・過密労働が日常化しています。長時間労働を規制する労働時間短縮のたたかいは、憲法で保障された労働者の「健康で文化的な生活」をいとなむうえで欠かせない課題です。長時間・過密労働をなくす活動を進めます。
- ② 労働安全衛生活動は、職場環境やいのちと健康を守るための1つの大きな力として、賃金闘争と両輪の活動として重要な課題と位置づけられています。儲けのために労働者を使い捨てにする状況の改善に向け、重視して取り組みをすすめます。当面、健康センターがよびかける衛生推進者養成講習会への参加をすすめます。

日時・場所：7月28日(土) 10:00～17:00 労働会館本館会議室

定員：30名

費用：7,000円<講習受講料6,000円+テキスト代金1,000円>
- ③ 働くものの安全と健康セミナー「次代を担う労働安全衛生」を愛知健康センターと共催して開催します。
- ④ 増加している過労死事件、労災事故不認定事件、不当解雇、差別事件などへの支援を強めます。また、愛知争議団と協力して、全国の争議支援・連携を強化して争議を勝利させ、職場・地域から労働争議をなくす運動をすすめます。

#### （5）非正規労働者の要求実現に全力をあげる

- ① 「働き方改革実行計画」では、同一労働同一賃金と非正規雇用労働者の処遇改善が言われていますが、実際には格差の固定化をもたらす方向での均等・均衡待遇規定の整備をはかろうとしています。賃金・労働条件の向上に向け、弱い立場の非正規労働者の要求実現にむけてとりくみを強化します。また、高齢期雇用労働者の実態を把握し、労働条件の確立をめざします。
- ② 労働契約法第18条に規定された、有期雇用労働者の無期転換の申込み（無期雇用転換ルール）について、適用直前の雇い止めをさせない取り組みを行います。あわせて、労働相談の事例の収集や労働組合による無期転換の促進を図り、周知する取り組みを行います。

- ③ 改悪労働者派遣法（2015年9月30日施行）により、直接雇用と正社員への道と結びついていた「1～3年の業務単位の期間制限」が廃止され、過半数の労働組合等から意見聴取しさえすれば、派遣期間を何回でも延長できる「3年の事業者単位の期間制限」、派遣労働者を入れ替えるか所属組織（「課」など）を変えさえすれば労働者派遣を永続して利用できる「3年の個人単位の期間制限」が導入されました。また、同年10月1日から違法派遣の場合の労働契約申込みみなし制度が施行されています。改悪派遣法施行から3年を迎える2018年9月を前に、派遣労働者の首切りが横行することが想定されます。また、派遣期間延長のための過半数労働組合への意見聴取が本格化します。団体交渉や意見聴取手続き、雇用安定措置、キャリアアップ措置、労働契約申込みみなし制度などを活用したとりくみで、派遣労働者の直接雇用と正規化を求めています。
- ④ 労働法が適用されず、労働基本権の行使にも制約がかかる非雇用型働き手を含む「多様な就業形態の普及」や、人手不足解消のための「労働参加率の向上」政策として、女性、若者、高齢者、外国人、育児・介護や病気をもつ人も対象に、社会保障制度改悪や国家戦略特区など、様々な手を使って低コストの労働力の調達をはかる施策も進められています。安倍雇用破壊をはねかえし、働くルールの実現に向けた反転攻勢の流れをつくりだすたたかいをすすめます。

#### (6) 公務職場の人員増要求、民営化・民間委託、定年延長などに対するたたかい

- ① 国家公務員の職場では、仕事が増加しているにもかかわらず、「総定員法」と「定員合理化計画」があるために毎年2%もの人員が一律削減され、職員数は30年前の3分の1です。人員削減の対象は、国民と直接向き合う地方出先機関の職員が中心となっています。諸外国と比較しても日本の公務員数は少なく、フランスの4割程度にとどまり、イギリス、アメリカ、ドイツと比べても大幅に少ない状況です。人員削減、公務職場の民営化が公的責任を放棄し、国民のくらしを破壊する悪政の強行につながるため、公務・公共サービスの拡充と公務職場にも定員増・正職員化を重視するたたかいを愛労連として支援します。
- ② 地方自治体に押しつけている「トップランナー方式」の廃止と、窓口業務のアウトソーシングを許さないたたかいをすすめます。住民が、全国のどの地域に住んでいても憲法に基づく健康で文化的な生活が営めるようにナショナルミニマムを保障し、地方自治体の財源格差を是正して、地方財政を拡充させることを求めています。
- ③ 2020年4月スタートの「会計年度任用職員」制度について、それぞれの職務の必要性を十分に把握して、恒常的な業務であれば正規職員に置き換えることを求め、自治労連、愛高教、きずな、建交労などとともに運動をすすめます。
- ④ 定年延長の問題について、2月16日に開催された「公務員の定年の引き上げに関する検討会」の論点整理（概要）において、段階的に65歳に引き上げる方向で検討し、賃金水準の抑制や能力・実績主義の強化など総人件費抑制になって、組合員の将来設計に多くの影響を与えます。60歳以前の賃金水準を保つとともに、多様な選択肢の確立、職務に応じた労働条件の確保など、長年培ってきた知識と経験を活かしながら定年延長の実現をめざします。具体的には、公務単産の要請に基づき支援していきます。

#### (7) 過労死と労働者の“使い捨て”、反対、すべての争議解決めざして支援を強化

- ① 愛労連として、社保庁職員の不当解雇撤回、JAL争議団、第一交通労組の3つの裁判・事件を重点にして以下の支援を強めていきます。
  - \* 「社保庁不当解雇撤回闘争支援共闘会議」の活動を軸にとりくみをすすめます。処分撤回に至らなかった2人の名古屋高裁の判決は不当判決でした。引き続き支援を強化します。
  - \* JAL不当解雇は、5月に格安航空新会社立ち上げに伴い、解雇問題を解決したいと各労組に言ってきました。しかし、新会社の採用時に被解雇者も対象とするということのみでした。JAL争議団は引き続き職場復帰と退職年齢に達している全員の納得ある解決を求めて、JALとの交渉をすすめており、引き続き支援を強化していきます。
  - \* 「第一交通をまともな会社にする会」を軸に活動を強化し、支援の輪を広げていきます。
- ② 「愛知争議団」と連携し、すべての争議に対する支援を強化するとともに、あらたな争議をださないようとりくみをすすめます。

## (8) 中小企業の支援、地域経済の活性化と雇用を守るたたかい

- ① 労働者の賃金を引き上げるために、地域経済の中心である中小企業の活性化が必要です。民間部会が進める愛知中小企業家同友会との懇談会や最賃闘争における中小企業支援と合わせたとりくみなど、地域経済の課題を積極的に推進します。すでにいくつかの地域労連や単産では経験があり、こうした活動を全県的にひろげていきます。
- ② 中小企業の経営と最低賃金の上昇にともなう労働者への賃上げを支援するため、社会保険料負担軽減策の実現を国・行政機関に求めていきます。
- ③ 中小企業振興条例の制定を県下の自治体にひろげていく運動を各団体と協力してすすめます。さらに愛知県、名古屋市には、地域経済活性化のために実効ある施策の充実を求めます。
- ④ 農林水産業の活性化をめざし、農民連や関係団体との共同で学習会や政策提言、行政機関への要請行動に積極的にとりくみます。このとりくみを発展させ、脱原発・自然エネルギーの拡大による雇用創出を求めていきます。

## 2. 大企業の社会的責任を追及するたたかい

### (1) トヨタシンポ、トヨタ総行動のとりくみ

- ① トヨタシンポジウム、トヨタ総行動の歴史や勝ち取ってきたものについて整理し、「大企業の社会的責任」とは何かなど、丁寧な議論と情勢の分析をおこなう必要があります。これまでのたたかいを踏まえ、総行動の役割と課題について秋におこなうトヨタシンポジウムで明らかにし、その先の総行動の成功につなげます。
- ② 総行動のあり方については、トヨタ自動車と関連企業への要請行動は、引き続き実施します。豊田市内の総行動を見直し、トヨタ自動車(株)名古屋本社をはじめとする名古屋駅周辺の大企業包囲行動などに移行することなどを議論し具体化します。また、中小企業アンケートの実施を検討します。

## 3. 憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守るたたかい

### (1) 9条の明文改憲を絶対許さない、憲法闘争を正面に据えたたたかいを

- ① あいち市民アクションは、3000万人署名の運動終了後も、第1に、改憲発議NO!の街頭宣伝、駅頭宣伝の行動を呼びかけること。第2に、愛知県選出の自民党・公明党や補完

勢力の国会議員事務所などを訪問して市民の声を直接届けること。第3に、安倍政権の内政・外交でのゆきづまりや、金融政策、暮らしなどに焦点をあてた学習会などを企画すると決めました。これらの行動に積極的に参加を呼びかけます。地域市民アクションに参加していない地域労連には各地の市民アクションの行動の予定などを連絡して参加を促します。

- ② 職場から憲法を守る運動が大事です。自由法曹団、青年法律家協会、東海労働弁護団と憲法改悪反対愛知共同センターがとりくんでいる地域職場での「ランチ学習会」「憲法カフェ」の開催を地域労連や各単産で実施するように働きかけます。引き続き職場から「平和憲法守ろう！安倍政権退陣」の声を上げていきます。
- ③ 愛労連や愛知春闘共闘委員会の構成団体の国労、名高教などの労働組合や市民団体と新社会党、社民党、日本共産党等の政党が共同でとりくんできた「憲法と平和を守る会愛知の会」と「安倍内閣の暴走を止めよう共同行動実行委員会」が共催の国会開催時の栄宣伝(毎週土曜日11時から12時まで名古屋・栄)を引き続きとりくみ労働組合や市民、政党などが共同で憲法と平和を守る必要性などを訴えます。

## (2) 平和と民主主義を守るたたかい

- ① 沖縄と連帯して辺野古新基地建設に反対し、普天間基地の撤去を実現する運動をすすめます。とりわけ沖縄県知事選挙を勝利するために全力をあげます。沖縄知事選挙では、全労連や県下の民主団体と一緒に沖縄県労連からの要請に基づき支援を行っていきます。
- ② 愛知県内の施設の軍事利用に反対するとりくみを進めます。小牧県営空港をF35戦闘機の整備拠点工場にするための整備が進んでいます。飛来したF35戦闘機の爆音の大きさに驚いたとの声も住民から届いています。愛知県を軍事拠点にさせないために、名古屋港に軍艦が入港する時や小牧空港の軍事利用の際には民主団体と共同して抗議行動をおこないます。すでに決まっている小牧平和県民集会9月30日(日)に積極的に参加します。8月26日(土)14:00から事前学習会(春日井グリーンパレス)にも積極的に参加します。
- ③ 戦争法を裁判で問う「安保法制違憲裁判」や辺野古新基地建設に対する「高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟」が行われています。裁判の傍聴などにも参加します。
- ④ 労働組合が行う街頭宣伝などで警察官から「許可を取っているか？」などと声がかかると報告があります。組合活動の自由と表現の自由を守るため挑発行為にはのらず毅然と街頭宣伝や街頭宣伝を行っていきます。

## 4. 社会保障改悪・消費税増税反対、教育の拡充、国民のくらしを守るたたかい

### (1) 社会保障拡充のたたかい

- ① 社会保障闘争を賃金闘争とともに両輪でとりくむことの必要性を職場に提起していきます。社会保障改悪を許さないたたかいを愛労連の重要課題とし、とりくみを強化します。
- ② 単産がすすめている社会保障拡充のたたかいを積極的に支援していきます。年金裁判、医師・看護師増員のとりくみ、保育・介護・福祉職員の処遇改善、公的保育を守る運動など、社会保障制度前進のたたかいを共同してとりくみます。
- ③ 社会保障推進協議会(社保協)に結集し、安全・安心の医療・介護の実現にむけたとりくみをすすめます。消費税増税方針を掲げながら、他方で社会保障の総改悪が狙われており、とりくみを強化します。全労連や中央社保協が提起する「国の責任で社会保障制度の拡充を

求める請願署名（25条署名）」については、来年の通常国会をめざし、秋からとりくめるように8月には署名を準備し、意思統一を進めます。

- ④ 愛知で16人が提訴している生存権裁判を生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会とともに、支援していきます。生活保護水準の引き下げは、就学援助や各種の減免措置に直接影響をあたえるものです。また「生活保護水準との整合性」がもりこまれた最低賃金にも影響をあたえます。生活保護水準引き下げの影響拡大阻止のとりくみを重視します。
- ⑤ 年金裁判への支援を強めます。年金者一揆の成功にむけて支援していきます。
- ⑥ 社会保障充実を中心とした秋の自治体キャラバン(10月23日～26日)を成功させます。キャラバンにともない、地域で開催される事前学習会と、県実行委員会としての団長・事務局長会議に参加をよびかけます。  
団長・事務局長会議 10月12日(金) 18:30～ 労働会館本館会議室
- ⑦ 10月28日(日)に開催される「福祉予算削るな！福祉を金儲けにするな！愛知県民集会」を成功させます。
- ⑧ 第20回愛知高齢者大会を成功させます。  
日時・場所：11月29日(日) 10:00～ウィルあいち
- ⑨ 社保協とともに社会保障学校を2019年2月に計画します。

## (2) 消費税増税反対のたたかい

- ① 消費税は、原則としてあらゆる商品やサービスに課税される税で、低所得者ほど負担の重い逆進的な税金なのは明らかで、社会保障を賄う財源としてこれほどふさわしくないものではありません。消費税の増税以前に、戦後税制の大原則として税金は直接税が中心で、負担能力に応じた応能的なものにすべきです。  
秋には増税許さない学習交流会を計画します。本来あるべき、税金の制度（納める税金の取り方と使い方）を学び、トヨタ自動車をはじめとする大企業への優遇税制の実態、5兆円を越えている軍事費など、社会保障の充実とあわせた学習・教育宣伝をおこないます。
- ② 「消費税をやめさせる会」に結集して、運動をすすめます。特に来年10月の消費税10%増税は、国民の暮らしも経済も破壊します。今も実施している毎月の金山宣伝行動や増税反対の署名運動を続けます。また、県議会開催時の請願署名も全職場から集め県議会に届けます。

## (3) 奨学金、教育の拡充を求めるたたかい

- ① すべての子どもたちに行き届いた教育を求める「教育全国署名」を積極的に取り組みます。
- ② 戦前の日本の侵略戦争を美化し、正当化して、「愛国心」を押しつけるなどの安倍「教育再生」に反対する運動に取り組みます。「道徳の教科化」など「戦争する国づくり」や「企業に従属させる」ための「人材」養成のための教育政策の見直しを求めます。
- ③ 学ぶことは、憲法で保障された権利です。しかし、進学するにあたって大きな“壁”となっているのが、高い学費です。初年度納付金は、国立大学で約82万円、私立大学で平均約132万円にものぼります。私立大学の授業料は、5年連続で値上がりし続けています。多くの学生が、学費を払うために、奨学金という借金を背負わざるをえず、返済の不安を抱えています。給付奨学金の拡充、貸与奨学金を全て無利子にすることとあわせて、大学の授業

料を段階的に引き下げることを求めています。

## 5. 住民の暮らしを守り、地方自治拡充をめざすたたかい

### (1) 住民が主人公の地方自治をめざすとりくみ（8団体共闘）

8団体（自治労連、愛知国公、年金者組合、愛知社保協、新婦人、共産党、愛商連、愛労連）が主催する「住民が主人公の地方自治をすすめる交流集会」を開催します。交流会では、公務の民営化が進み、住民が自己責任にさらされている実態があるので、人権を尊重し、公務サービスのあり方を問うような内容を計画します。

日時・場所：9月29日（土）13：30～16：30 労働会館本館会議室

内 容：講演、特別報告と会場発言

### (2) 春の自治体キャラバンのとりくみ

春の自治体キャラバンを以下の4点にわたる要望を中心に来年5月に実施します。①自治体で働く非正規職員の処遇改善をはじめ、特に最低賃金ぎりぎりの賃金単価の改善や休暇制度など正規職員との均等待遇をはかること。②公契約制度の適正化を図り、自治体関連事業で働く人の適正な賃金水準の確保を図ること。③住民の暮らしを守り、安全安心の公務・公共サービスの充実を図ること。④働くルールの確立などの意見書・要望書を国に提出してもらうことも目的としてとりくみます。

## 6. 原水爆禁止世界大会、「原発ゼロ・再稼働反対」のとりくみ

### (1) 被爆73年のヒバクシャ国際署名と原水爆禁止世界大会の成功へ

- ① 「ヒバクシャ国際署名をすすめる愛知県民の会」に結集し、「ヒバクシャ国際署名」の推進に向けて奮闘します。
- ② 核兵器禁止条約が国連で採択されて1年がたち、条約に署名した国は58カ国、批准は10カ国となりました。2018年世界大会では、歴史的な条約の成立を力に、日本を含めて、どのように「核兵器のない世界」へと前進するのかが、問われる大会となります。愛知として、260名の目標を掲げ、次の世代の命を守り希望を育む大会として、青年の参加を追求し、役割をさらに前進させるものとします。愛労連としても世界大会の成功に向けて参加を呼びかけます。

国際会議 8月2日(木)～4日(土) 広島市文化交流会館

世界大会—広島 8月4日(土)～6日(月) 広島市文化交流会館他

世界大会—長崎 8月8日(水)～9日(木) 長崎市民会館体育館・文化ホール他

- ③ 2019年3月におこなわれる3・1ビキニデー（静岡県焼津市）への参加を呼びかけます。11月に開催している日本平和大会は、沖縄県で知事選挙があるため開催しません。引き続き、米軍基地をなくせ、自然環境を守れなどの沖縄県民の民意を大切にする県政の実現をめざすための支援にとりくみます。

### (2) 平和行進のとりくみ

2019年平和行進を成功させます。事前学習などにとりくみ、労働組合からの参加、特に若年世代の参加を促します。

### (3) 原発ゼロ、再稼働反対のとりくみ

- ① 原発輸出を進めるため国内でも再稼働を拡大しています。引き続き金曜行動への参加、老朽原発の廃炉を求める裁判を支援します。福島を除染土を全国の農地に拡散することに反対します。
- ② 東日本の被災者支援と原発再稼働反対を求めて、3・11原発ゼロ NAGOYA ACTION を成功させます。

## 7. 諸課題でひろがる共闘のとりくみ

### (1) 消費者大会実行委員会

- ① 第49回愛知県消費者大会を成功させます。7月14日(土)からスタートする多彩な内容の講座に参加をよびかけます。

### (2) 愛知食農健(日本の食糧・農業・健康を考える愛知の会)・TPP反対のたたかい

- ① 政府は農家が自由に種を取り、国内での種の生産を保護する「種子法」を廃止しました。これに対して愛知県など地方から条例で規制するとりくみがおこっています。しかし、TPP11の国内手続きが完了したいま、発効を許さないたたかいが重要となってきます。
- ② 愛労連は食農健に参加して、TPP反対の活動にとりくみ、地域での地産地消の活動を応援します。

### (3) 反貧困ネットワークの活動

- ① 反貧困ネットに参加して、格差と貧困の問題にとりくむ様々な団体と共同を広げます。愛労連としては最賃問題、最低生計費など労働の貧困を中心に「人間らしい暮らしの保障は政治の責任」共同行動に参加します。
- ② 生活保護引き下げ・年金引き下げに反対する裁判を支援します。

### (4) 国際人権活動愛知連絡会、国民救援会等の活動など

- ① 人権問題について、日本は、女性への差別解消のとりくみ、日本軍「慰安婦」問題、東日本大震災と福島第1原発事故に対するとりくみなどさまざまな人権軽視の姿勢に問題があります。引き続き、愛知連絡会に参加し、学習会(8月、12月、5月)などの企画に参加し、労組内に影響を与えるようにとりくみをすすめます。

#### 学習会の日程

日時・場所：8月25日(土) 10:00～ 労働会館本館会議室

内 容：「道徳が道徳科へと変貌する」

講 師：三浦明夫さん(あいち県民教育研究所所員、教科書市民の会事務局次長)

- ② 国民救援会は、労働組合や労働者に対する弾圧事件や冤(えん)罪事件、労働事件など幅広く事件支援をしている団体として活動を繰り広げています。街宣活動などへの警察からの不当介入を許さず、言論・表現の自由を守る活動を推進します。救援会を支援してとりくみをすすめます。

## (5) 公共交通を考える会——あいちJR懇談会へのとりくみ

- ① 利用者の生の声をJRに届けるため、「鉄道の安全とサービスの充実を求める東海の会」が行う「JR利用者アンケート」を愛労連組合員や利用者に行います。利用者アンケートはこれまでに成果のあった、金山駅の可動柵の試験運用や、ホームが狭く危険だった蟹江駅が改築されるなどの実態を紹介しつつ、リニアの建設の問題点、在来線の地震対策、水害問題、東海道線の無人化問題など、利用者から意見をくみ上げていきます。地域労連にもアンケートを紹介して地域要求もJR東海に届けます。
- ② リニアシンポを10月20日(土)13:30から労働会館東館でおこない、安部誠治関西大学教授を講師に迎えます。このシンポでは工事にともなう残土処理や水質汚染など地域の問題も取り上げていきます。

## (6) 市民と言論実行委員会

- ① 政府や一部の権力者の介入を許すテレビや新聞に国民の不信が広がっています。いっぽう、若者の多くがテレビや新聞を見ない傾向が急速に広がっています。しかしここでも組織的に流すフェイクニュースが世論を大きく動かすようになっていきます。
- ② 市民と言論実行委員会では大学生の参加も呼びかけてインターネット時代のメディアのあり方についてシンポジウムを開催します。

### 第35回市民と言論シンポジウム

日時：7月29日(日)13:30～ 場所：名古屋市教育館講堂

内容：第1部「問われるメディアの公共性」講師：林香里(東京大学大学院情報学環教授)

第2部シンポジウム 林香里、戸川祐馬(中日新聞記者)、川口祐有子(インターネットラジオ「ゆめのたね」放送局パーソナリティ)

## (7) 外国人労働者問題のとりくみ

- ① 介護分野での実習生受入や受入人数の拡大、滞在年数の延長で実習生が急増しています。愛知県では農業外国人特区も始まり、外国人労働者が東京について多くなっています。昨年11月に施行された技能実習新法の全面的な実施が行われていないうちに、政府はさらに5年間働ける新しい外国人受入の法案を準備しています。
- ② 監督署や入管の監督は体制が追いつきません。不正をなくすため各業界が責任を持つこと、国や県に対して受入時の規制を求めて行きます。

## Ⅲ. 組織強化・拡大の飛躍をめざして

### 1. 組織拡大について

#### (1) 組織拡大強化3カ年計画の実践にむけて

- ① 「組織拡大を愛労連運動の基本」にすることを引き続き追求し、すべての単産が大会を純増で迎えられるようにとりくみを強めます。
- ② 愛労連が純増するためには、年間で5,000人の拡大が必要です。多くの単産が年間を通じて組織拡大を追求するようになっており、単産それぞれの年間拡大目標を積み上げて、5,000人拡大をやりぬき来年の定期大会を純増で迎えられるようにします。3カ年計画では、さらに年間2,000人の純増をかかげており、この目標達成に向けたとりくみも総がかり作戦の具体

化で上積みしていきます。

- ③ 組織拡大月間を設定します。秋の組織拡大月間は10月～12月、春の組織拡大月間は3月から5月に設定します。
- ④ 新規採用者を迎えるとりくみでは、すべての組織が100%加入の目標を掲げ、このために必要な手立て、意思統一をすすめます。組合説明会の成功例や失敗例、禁句などが教訓化されており共有できるように、春闘討論集会の分科会で春の組織拡大月間成功をめざす意思統一を行います。
- ⑤ 職場の未加入者への加入よびかけを強めます。直雇用・間接雇用に限らず、職場で働く労働者全員が愛労連の組合員対象者です。そのため職場ごとに全労働者の氏名や雇用形態の把握、新入職員数を把握するなど職場地図を作成してとりくみます。少数職場での拡大にむけてとりくみをつよめます。
- ⑥ 職場には多くの非正規労働者が働いています。職場によっては半数以上となっています。非正規労働者の本格的な組織化なくして、職場の過半数をとることはできません。加入を大胆に訴えるため、各組合がしゃべり場などのとりくみを旺盛に展開します。また、民間では無期転換制度、公務では会計年度任用職員制度についての周知や学習会のとりくみを重視し、加入を呼びかけます。
- ⑦ 愛労連として毎月、各組合の拡大数を集約します。
- ⑧ 2018年秋の組織拡大月間成功にむけた意思統一の場として秋の組織拡大月間成功をめざす単産代表者会議を開催します。なお、今回は共済拡大の意思統一も同時に行います。

日時 9月29(土) 13:30から  
場所 労働会館本館会議室
- ⑨ 東海北陸ブロックの組織拡大交流会へ積極的に参加します。

日時 10月27日(土)～28日(日)  
場所 愛知県内犬山市
- ⑩ 退職者の年金者組合加入をすすめます。各組合でおこなわれる退職者の激励会や祝う会で年金者組合から加入のお誘いができるよう関係単産と調整を図ります。また、単組ごとの退職者会との連携もできるように調整します。
- ⑪ ティッシュなど宣伝物を活用します。単産、地域労連ともに1,000個3,000円でおろします。
- ⑫ 地域労連での組織拡大行動として、5月に権利手帳配布にとりくみます。
- ⑬ 各組織で「組織拡大推進ニュース」を発行することが大切です。メールやブログなども活用して促進します。
- ⑭ 中立労組への働きかけを重視します。民間部会で毎年2回とりくんできた中立労組訪問については、民間部会と相談しながら新たな発展をめざします。

## (2) 組合員参加の組織拡大と未組織分野の組織化をめざす総がかり作戦

- ① 全労連は、組合員10人に1人を目標に自らの職場・地域で日常活動を強化し、組合員を増やす「組織建設委員」の選出をすすめ、組合員参加型の組織拡大運動を追求していくことを提起しています。「組織建設委員」という名称にとらわれず、職場や地域で運動を支え、組合員拡大にとりくむ仲間を増やしていきます。

単産が発行するリーフレットや愛労連の権利手帳を組合員の手から未加入者に手渡し加入をよびかけます。

- ② 総がかり作戦にとりくむ「総がかり推進委員」をすべての単産から選出します。
- ③ 総がかり作戦の具体化を検討する「調整会議」を適宜開催し、福保労の小規模保育所組織化計画に続き、愛労連として全労連の重点計画にエントリーできる新戦を練り上げます。
- ④ 「調整会議」については、組織担当者の負担を軽減するため、組織拡大推進委員会と合同で開催します。

## 2. 教育宣伝——日常活動を重視し、役員の育成、組合員教育の推進

### (1) 要求を大切にして、職場を基礎にした日常活動を重視します

- ① 組合員は、労働組合や役員の動向を見えています。職場で組合員の悩みや困難に寄り添うこと、労働組合がとりくんでいる課題を職場の組合員の目に見えるように提起し協力を呼びかけ、その結果を機関誌やニュースを通じて知らせる、原則的な日常活動を重視します。
- ② 職場を改善するとりくみを大切にすすめます。事務用品が不足している、ロッカーが壊れているなど、職場の「グチ、不満」から要求は始まります。こうした職場の声を集め労働組合から所属長・使用者に改善を求めれば、簡単に解決するものもあります。小さなことでもこうした積み重ねは、組合員の労働組合に対する信頼を高めていきます。こうしたとりくみを進めていくためには原則的な日常活動が必要です。

### (2) わくわく講座、勤通大等のとりくみ

- ① 2018年度の「わくわく講座」や「勤労者通信大学」の受講生がすべて修了できるよう、支援していきます。
- ② 行動を一步すすめるためには運動に確信をもつことが必要です。確信は歴史を重ねてきた先輩の姿から得られることも多いですが、基礎となる学習が重要であり、情勢を見誤らないことが大切です。そのために「勤労者通信大学」や「わくわく講座」、「学習の友」などの教材の活用、実践が得られる愛知学習協の「労働学校」への参加を広く呼びかけます。

### (3) 機関紙・宣伝活動等の教宣活動のとりくみ

- ① 労働組合の姿や活動を内外に知らせる重要なツールとして、機関紙やニュースの発行、ホームページやSNSの活用が重要です。各組合にあった方法で活動を知らせていきます。
- ② 教宣活動の必要性や実践を学ぶ場として、愛労連と自治労連が共催している「第23回あいち機関紙・宣伝学校（10月21日（日）10時～労働会館で開催）」を充実させ、活用されとりくみとして広げます。

## 3. 地域労連の活動援助と活性化のために

### (1) 地域運動の発展にむけて

- ① 地域運動は労働組合単独でとりくむものばかりでなく、地域の民主団体である民商や新婦人など日ごろ共同行動をしている地域諸団体とも一緒に作り活動することも重要です。労働争議などは単産が支援するだけでなく、地域の組合・団体・住民が一体となって支援することにより、当事者を励まし相手方を追い込むことができています。争議を地域から支援しま

す。

- ② 各単産に地域労連への参加を呼びかけます。地域労連の活動は地域労連独自の活動だけではなく、単産の活動と一体のものであります。特に公務の労働組合は、住民の生活を守るという職種性から見ても地域住民との連帯など組合活動は重要です。地域労連の役割はますます重要となっていくと見られます。地域労連の意義と役割を単産の役員や組合員に理解してもらうよう広がります。
- ③ 活動が困難になっている地域労連へは、地域労連担当の幹事が訪問するなど、実態把握に努めます。実態にそくして、各単産の支部・分会からの地域労連への参加を促します。名古屋市内については自治労連名古屋ブロック協議会（名ブロ）事務局と定期的な協議を行い地域労連と名ブロ各地区協議会（地区協）相互の活性化を模索します。
- ④ 地域の民主団体と労働組合の日ごろの交流が進むように対自治体要求運動や民主団体共催の「イベント」の開催を働きかけます。
- ⑤ 地域労連あり方検討委員会がとりまとめた答申を受けて愛労連幹事会から出された方針に基づき地域労連の組織強化について議論し、地域運動をすすめます。
- ⑥ 単産と地域労連が連動して地域運動がさらなる発展をめざすための交流と今後のたたかい方を話しあう「2019年度地域運動交流集会」を、9月15日（土）10時から労働会館本館会議室で開催します。

## （2）総行動にふさわしい行動の展開を

- ① 春と秋の地域総行動は、市民が労働組合の活動を知る機会であり、愛労連のたたかう姿を社会的にアピールするとりくみです。愛知県下百数十カ所の駅頭で宣伝行動がおこなわれ、力ある地域労連は集会やデモなどの行動を実施します。早朝にハンドマイクを使つての演説やビラまき等の宣伝行動をすること自体は大変なことです、引き続きとりくみます。5月の権利手帳配布行動は、地域労連の組織拡大運動として駅頭配布のみならず、これから社会に出る若者たちの手元に届くように学生の多い場所での配布も検討します。
- ② 総行動の夜の行動は、秋は来年2月の県知事選挙や、憲法改悪を発議させない運動などをとりくみます。名古屋市内においては自治労連名古屋ブロック協議会と早い時期から協議し、公務や民間労組が共同してとりくむ内容を協議します。春は、19国民春闘勝利に向けたとりくみを中心に計画します。

## 4. 共済活動の強化めざして

- ① 組織拡大と結合した共済拡大をすすめます。同時に、賃金ダウンや税・社会保障の負担増があいつぐもとの、高価な民間保険ではなく組合員の助けあいである共済の活用し、生活改善につなげます。
- ② 共済活動は、加入申請や事故があつた際の給付などをおして組合員との結びつきを強め、組織強化にもつながります。また、組合費負担を高いと感じている組合員でも、安価な共済をメリットとして実感している組合員は脱退しないと多くの組合の経験でも明らかです。こうした点からも個人加入共済の拡大を重視します。
- ③ 全労連共済の労働組合活動事故見舞共済は、掛金は安価ですが組合活動中の事故に対して充実した給付があります。すべての単産（単組・支部・分会まで）、地域労連の役員が加入す

ることをめざし、仲間の助けあいを強化します。また、0.1口（1円）から加入できるので、可能な組織では全組合員の加入をすすめます。

- ④ 全労連共済の火災共済に労働組合事務所（家財）が加入できます。すべての組合事務所を対象に拡大をすすめます。
- ⑤ 全労連共済の方針にもとづいて、他の自主共済を守る運動と連帯し、自主共済活動に対する規制とたたかいます。
- ⑥ 愛知共済会主催のハゼ釣り大会（9月30日）、共済学校（11月17日）を成功させます。
- ⑦ 愛労連として愛知共済会・単産共済の加入実態調査を実施し、これをもとにした活動交流と拡大の意思統一を「秋の組織拡大月間成功をめざす単産代表者会議」で行います。

日時 9月29（土）13：30から

場所 労働会館本館会議室

## 5. 補助組織・部会の活動

### （1）女性協議会

- ① 女性労働者がいきいきと働きつづけるために職場実態を交流し、7月1日の総会で確定した方針を一泊幹事会（8/31～9/1）で具体化して女性労働者の砦としての役割を果たします。
- ② セクハラ・パワハラ・マタハラ・モラハラなど、職場に広がる問題解決に向け、愛知労働局雇用環境・均等部と9月～10月に懇談し、県下の女性労働者の状況や行政のとりくみを把握して活動にいかします。
- ③ 共闘のとりくみでは、8月25日（土）～26日（日）の第64回日本母親大会 in 高知、9月9日（日）の第64回愛知母親大会 in 豊川、10月27日（土）～28日（日）の第63回はたらく女性の中央集会 in ヒロシマ、11月18日（日）開催の第49回はたらく女性の愛知県集会、3月8日の国際女性デー愛知県集会などを成功させるために実行委員を派遣してとりくみます。
- ④ 幹事会での交流を大事にしながら女性の要求を捉え、組織の枠を超えた他団体との運動も積極的にすすめます。憲法や平和を守るための学習や宣伝、最低賃金引き上げの運動、1月の新春のつどいなど女性協独自のとりくみを成功させます。
- ⑤ 全労連女性部に引き続き常任委員を派遣し、全国のとりくみに学びながら愛労連女性協の活動にいかし、5月におこなう東海北陸ブロック女性交流集会 in 福井（予定）を成功させます。

### （2）青年協議会

- ① 11月におこなわれる青年協第29回定期総会を成功させます。
- ② 交流企画を成功させ、組合活動の意義・楽しさを伝え、組合未加入者の組合加入や青年協の強化につなげます。
- ③ 最賃闘争など社会的問題に対して、楽しみながら学習し、現状・問題点などを伝え、青年層の行動参加を促します。
- ④ 9月22日（土）～24日（月祝）に福井県鯖江市で開催される第27回東海北陸ブロックサマーセミナーを成功させます。実行委員会への参加、他県の様々な業種の青年との学習・交

流により、青年の抱える思いを共有します。そこでの経験を単産・地域の活動に生かし青年活動を活発なものにしていきます。

＊第27回東海北陸ブロック青年交流会「サマーセミナーin 福井」

日時：9月22日(土) 14:00～24日(月祝) 12:00まで

場所：福井県鯖江市「ラポーゼかわだ」

- ⑤ 全労連青年部の常任委員会へ引き続き役員を派遣して、全労連青年部の提起する全国的なとりくみに呼応しとりくみます。
- ⑥ 愛知県知事選挙では青年協と他団体とが連携して青年の要求を訴えるとともに、青年層の政治への関心を促します。

### (3) 専門部・部会

#### ① パート・臨時労組連絡会

- 1) 労働者の4割が非正規労働者と言われる中、様々な形態での働き方が広がっています。非正規労働者の実態や要求をつかむため、気軽に参加できる「しゃべり場」や「交流会」などを準備します。毎年秋に開催する「元気の出る集会」を成功させます。
- 2) 真の「同一労働・同一賃金」、均等待遇の実現、最低賃金を「今すぐ1,000円以上」に引き上げるため、署名や宣伝などにとりくみ、全国一律最賃制を求めています。
- 3) 地域に広がる非正規労働者や職場の未組織労働者への働きかけや組織化のために、正規労働者とも協力して受け皿づくりをすすめます。パート・臨時労組連絡会の今後のあり方について、愛労連と議論して方向性を検討します。

#### ② 民間部会

- 1) 民間部会は、民間企業で働く者の労働と生活実態に根ざした要求をもとに共同を広げ、要求と組織の前進を図ります。
- 2) 春と秋の未組織労働者向け宣伝行動と中立労組訪問は、これまでに全県下を回りきました。今年の春は、3月22日の1回のみとしました。2019年度は、未組織宣伝行動を中心にを行い中立労組訪問についてはこれまでの実績を分析し、やり方を検討します。
- 3) 中小企業の経営安定と労働者の生活の安定を目指す愛知中小企業家同友会との懇談会は、これまでの12回の懇談結果を踏まえて秋から冬にかけて日程調整を行い開催します。
- 4) 民間部会加盟単産の活動交流会を開催します。

#### ③ 交運部会

- 1) 愛労連交通運輸部会は「交通運輸労働者の労働と生活実態に根ざした要求をもとに、広範な国民・労組・民主団体との共同を広げ、労働者・国民の立場に立った交通運輸のあり方をめざし」活動をすすめます。特に、安全無視の規制緩和の推進に反対し、安全が担保できる公共交通運輸の確立をめざします。
- 2) 人手不足が深刻な状況となっている昨今、「交通労働者の低賃金構造の打開」「超長時間労働の是正にむけた『自動車運転手のための改善基準告示』の改正」「海上コンテ

ナの安全な輸送に関する法整備」を重視した取組みをすすめるとともに、日米軍事同盟強化にむけた安保法制（戦争法）の廃止、安倍9条改憲NO!の取組みを強化します。

- 3) 具体的行動として、春闘時の「自動車デモ」の実施、政策闘争としての「行政機関への交通政策要求」、解決に向けた具体化が進み始めた「JAL不当解雇事件」の早期解決に向けた支援の強化、不法・不当な会社の攻撃とたたかう「第一交通労組」争議の支援強化、交運共闘やA I C H I 陸海空港湾労組連絡会など交通大産別組織との共同の取組みを重視していきます。

## 6. 文化・スポーツ活動のとりくみ

- ① 文化・体育事業補助金を活用し、単産・地域の枠を超えた組合員同士の親睦交流を広げます。
- ② 好評である名古屋港水族館の入場券のあっせんを引き続き実施します。

## 7. 政治革新、住民本位の民主的自治体建設をめざすとりくみ

### (1) 労働組合と政治活動について

- ① 労働者・労働組合のたたかいは、労働組合が結成された当時から、賃金の引き上げ、権利向上や労働時間短縮、職場要求の改善から出発し、労働基準や最低賃金の法的規制、過労死をなくすこと、社会保障の制度要求へと広がりました。これが制度・政策闘争です。この切実な要求を実現させていく上で、国や地方自治体の政策と密接に関連し、国や自治体に要求しなければ解決できない問題が多くなっています。第1に、個別企業の賃金・職場改善だけでなく、労働者全体の労働条件や権利などに関わるなど「働くルール」を確立するたたかいです。具体的には、長時間労働・パワハラ、過労死などの規制や最低賃金を引き上げるたたかいなどです。第2に、住民生活全般に関わる広い領域です。たとえば、年金、医療介護、保育・福祉などの社会保障制度、消費税増税などの税制、あるいは地域経済政策、さらに、物価、公害、住宅、教育、食糧などの制度・政策です。一人一人の労働者が職場・家庭・地域で、8時間働いて人間らしい生活ができるためには、この2つの領域のたたかいは不可欠です。よって、国政や自治体首長選挙について、労働者だけでなく、国民・住民全体の利益を保障し、いのちと健康、くらしを守るうえで大きな意義を持つものであり、制度・政策闘争にも力を入れることが必要です。
- ② 憲法や平和と民主主義などの国民的な課題、政治闘争に対する運動なども、私たちの先輩が、戦前・戦中の痛苦の経験から労働者は、「平和であってこそ、誇りを持って働くことができる」と学びました。この教訓から、それぞれの労働組合の原点にたつて、医療労働者は「白衣を再び戦場の血で汚さない」。教育現場で働く労働者は、「教え子を再び戦場に送らない」。自治体に働く労働者は、「二度と赤紙を配らない」、トラック運転手や船舶を運航する労働者など民間労働者も「戦争に協力する仕事はいやだ」と立ち上がった経験を持っています。私たち労働者・労働組合は、安倍政権がすすめる憲法9条をはじめとする改憲策動と「海外で戦争する国」づくりをけっして認めることはできません。国民的な課題などの政治闘争も欠くことのできない重要な労働組合の活動として位置づけて、とりくみをすすめます。
- ③ 愛労連は、従来から「議員選挙」では、組合員の政党支持、政治活動の自由を保障してきました。来年4月のいっせい地方選挙や7月の参議院選挙では、労働者の要求と政策を実現

する立場から、積極的に情報を提供し、組合員とその家族が主権者として投票権を行使するように呼びかけます。ただし、市民と野党の共闘などで安倍暴走政治に終止符をうつなどの効果が期待できるときは、慎重な対応をしながら積極的な役割を担っていきます。

- ④ 現在、労働組合の政治闘争の重要性について、執行部と組合員との認識の乖離が大きくなってきています。長時間労働が当たり前、昼休みもろくにとれないことが多々あり、労働組合の話し合いの場が限られてきています。困難な場合でも職場での学習や議論を深め、組合員の要求を阻むものが政治と密接に関連していることを分かりやすく紐解き、粘り強くとりくみをすすめます。さらに、不法・不当な干渉・介入、弾圧などには労働組合として毅然と対処します。

## (2) 愛知県知事選挙のたたかいについて

- ① 愛労連は、これまでも名古屋市長選挙や愛知県知事選挙に、革新市政の会・県政の会に結集してとりくんできました。首長選挙は個人や団体が市政や県政に対する要求をもちより、それを実現するために「〇〇する会」などを結成して、候補者を決め政策協定にもとづいてとりくむことが可能な選挙です。自治体の首長は国会とちがいで、住民が直接選挙できることが日本国憲法で規定されています。自治体の「執行機関」をどの勢力が握るのかは、決定的な差があります。今回の知事選挙の意義は、現職知事のもとで福祉や教育費は低く抑えられる一方、3点セットと言われるような大型事業に対して気前よく支出をしたりするなど、本来の地方自治の役割を否定するような県政を続けさせるのかそれとも福祉や教育を充実させる県政のために、県民の要求を基礎にして知事を選ぶのかということです。
- ② 来年2月の県知事選挙は、革新県政の会の中心を担って住民福祉の向上、いのちとくらしを守るために奮闘します。

## (3) 各地方の首長選挙等支援のとりくみ

- ① 首長選挙では、地域経済・雇用を守る、若者の貧困問題、医療・福祉・教育の充実などの暮らしを守り、住民本位の政治がおこなわれているかを点検・総括し、要求実現のたたかいと位置づけることが必要です。
- ② 全労連などからの支援要請を基本に、住民が主人公の自治体をめざしてたたかっている地方労連からの要請に応じていきます。特に、沖縄県知事選挙（18年11月）など重要な選挙戦は、愛知からの支援を検討します。

## 8. 愛労連結成30周年のとりくみ

### (1) 愛労連が果たしてきた役割

- ① 1989年11月17日に愛労連は結成され、結成直後は7.4万人を組織していました。全労連・愛労連は、労働組合の基本的な運動である「労働組合は、何よりも労働者の雇用を守り、労働条件をよりよくするために生まれた」とする原点を大切にしています。そして、組織運営・運動の基本的な立場として、資本(企業)・政府・政党からの独立を厳格に守り、一致する要求に基づく共同行動を追求してきました。
- ② 定期大会方針でも明らかなように、賃金・労働条件の改善と社会保障の充実の両輪のたたかい、残業代ゼロ・長時間働かせ放題など労働者保護法制のなし崩しを許さない

とりくみ、安倍政権による9条改憲と戦争する国づくりを阻止すること、あらゆる活動を通じて組織拡大強化の観点を握って離さず、さまざまな攻撃の中で、常に労働者・住民の立場で、運動の先頭に立って奮闘してきました。

## (2) この1年のとりくみ

2019年11月17日に結成30年を迎えます。当面この1年は準備期間として、30年誌の発行に向けて、この10年の運動の特徴点を中心に、編集委員会でとりまとめをします。委員会の体制は幹事会で検討します。

## IV 主な日程ととりくみ

名称	日時	場所
全労連第29回定期大会	7月26～28日	砂防会館
年金者組合愛知県本部定期大会	7月27日	労働会館東館2階ホール
自治労連愛知県本部定期大会	7月28日	国際会議場
愛知労問研第4回定例研究会	7月28日	労働会館本館会議室
JMITU愛知地本定期大会	7月28日	労働会館本館会議室
2018年度衛生推進者養成講習会	7月28日	労働会館本館会議室
2018年世界大会あいちのつどい(結団式)	7月28日	民主会館
第35回市民と言論シンポジウム	7月29日	名古屋市教育館講堂
年金裁判第11回口頭弁論	7月30日	名古屋地方裁判所
1の日宣伝行動、ディーセントワーク宣伝	8月1日	金山総合駅・南口
2018年原水爆禁止・国際会議、世界大会	8月2～9日	広島市文化交流会館他
最賃・人勧早朝宣伝行動	8月3日	名古屋市役所駅5番出口付近
国際交流あいちのつどい	8月11日	民主会館
あいち平和のための戦争展	8月16～19日	矢田ギャラリー
東三河労連第30回定期大会	8月19日	コープあいち豊橋生協会館
原爆パネル展	8月19～20日	金山駅コンコース
第64回日本母親大会 in 高知	8月25～26日	高知県立県民体育館他
国保をよくする会・署名スタート集会	8月24日	保険医協会伏見会議室
第一交通をまともな会社にする会総会	8月24日	労働会館本館会議室
愛知健康センター総会	8月25日	労働会館本館会議室
小牧県民集会事前学習会	8月26日	春日井グリーンパレス
カジノ問題学習会	8月26日	司法書士会館
第1回評議員会	9月1日	労働会館東館ホール
福保労第33回定期大会	9月2日	労働会館東館ホール
尾中労連定期大会	9月2日	レディヤン春日井
第46回中央社保学校	9月6～7日	ピアザ淡海ホール
わくわく講座中間激励会	9月7日	労働会館東館5階ギャラリー
検数労連定期大会	9月8日	名古屋港湾会館

第64回愛知母親大会 in 豊川	9月 9日	豊川市文化会館大ホール
建交労第20回定期大会	9月 9日	労働会館東館ホール
地域運動交流集会	9月15日	労働会館本館会議室
全国一般定期大会	9月17日	労働会館本館会議室
第27回サマーセミナーin 福井	9月22～24日	福井県鯖江市「ラポーゼかわだ」
一宮地区労連定期大会	9月21日	一宮民主センター
愛知労問研第5回定例研究会	9月22日	労働会館本館会議室
秋の組織拡大月間成功をめざす単産代表者会議	9月29日	労働会館本館会議室
住民が主人公の地方自治を求める交流集会	9月29日	労働会館本館会議室
愛知共済会・第22回ハゼ釣り大会	9月30日	未定
第22回小牧平和県民集会	9月30日	市之久田中央公園
千種名東労連第30回定期大会	9月30日	生協生活文化会館会議室
地方自治研究集会 in 高知	10月6～7日	高知県内
全国学習交流集会 in 長野	10月6～7日	長野市内
名古屋革新市政の会総会	10月16日	労働会館東館ホール
JR懇談会・リニアシンポ	10月20日	労働会館東館ホール
第23回機関紙・宣伝学校	10月21日	労働会館本館会議室
秋の自治体キャラバン	10月23～26日	愛知県内各自治体
東海北陸ブロック組織拡大交流集会 in 愛知	10月27～28日	愛知県内
革新・愛知の会「講演と文化の夕べ」	10月30日	日本特殊陶業市民会館
あいち九条の会 県民のつどい屋外共同集会	11月 3日	県内
愛知共済学校	11月17日	労働会館本館会議室
第49回はたらく女性の愛知県集会	11月18日	労働会館本館会議室
第20回あいち高齢者大会	11月30日	ウイルあいち大会議室等
春闘共闘・愛労連・春闘討論集会	12月 2日	労働会館東館ホール他
東海北陸ブロック総会 in 石川	12月9～10日	石川県内
愛労連第59回春闘臨時大会	12月16日	未定

第1号議案の付属資料として、

別冊で「2018年度の主な活動報告と経過」

「写真で見る1年のとりくみ」「活動日誌」を掲載しています。

*MEMO*

---

*MEMO*

---

*MEMO*

---

## 愛知県労働組合総連合綱領

1. 私たちは、労働者の経済的・政治的諸要求の実現をはかり、男女差別をはじめあらゆる差別をなくし、労働者のいのちを守り、健康で文化的な生活の向上、基本的諸権利の確立、社会的地位の向上をめざしてたたかいます。
2. 私たちは、国民的・県民的な要求・課題についての諸運動の発展に力をつくし、青年・女性・高齢者をはじめ県民各層と連帯し、共同のたたかいをすすめます。
3. 私たちは、労働組合運動の積極的伝統を受けつぎ、たたかう労働者・労働組合のエネルギーをくみつくし、未組織労働者および年金受給者の組織化につとめ、運動と組織の発展をめざしてたたかいます。
4. 私たちは、資本・政府からの独立、政党からの独立、一致する要求にもとづく行動の統一という原則による労働戦線の統一をめざします。
5. 私たちは、労働者・労働組合の団結権・団体交渉権・争議権の完全確保をめざしてたたかいます。
6. 私たちは、大企業の横暴に反対し、広く中小商工業者、農民、漁民などと協力し、産業・経済の民主的発展と明るく住みよいまちづくりをめざします。
7. 私たちは、郷土の自然を守り、すぐれた文化を受けつぎ、人間性の豊かな発達と、教育・文化・スポーツの民主的発展をめざします。
8. 私たちは、憲法をくらしのなかに生かし、住民の生活と権利の向上をめざす革新自治体の建設のためにたたかいます。
9. 私たちは、国民本位のくらしと政治、非核、非同盟・中立、平和、民主の日本を実現する統一戦線の樹立をめざします。
10. 私たちは、世界のたたかう人民や労働組合と相互の自主性を尊重し、共同目標実現のため、国際連帯・交流をすすめます。

1989年11月17日

---

愛労連第 58 回定期大会  
2018 年 7 月 22 日  
一宮スポーツ文化センター小ホール